

独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成24年度業務実績評価

1. 総合評価

評価結果		A (法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現) 19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：B、23年度：A	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
サービスの質の向上		4点×30%+4点×17%+4点×23%+3点×15% +3点×15%=3.7点	A
①情報提供 (30%)	A (4点)	総合評価のポイント 【評価比率の考え方】 ○評価のウエイトは、経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針を踏まえ、「サービスの質の向上」70%、「業務運営の効率化」15%、「財務内容」15%とした。「サービスの質の向上」については、工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の業務内容に応じて「情報提供」「権利化推進」「人材育成」に細分化し、各事項において業務実施体制に応じてウエイト付けをしている。 【評価】 ○情報・研修館の業務は、日本の産業財産権制度の根幹を支える仕事である情報提供・人材育成などの重要な、しかし地味な任務であるが、全体的に高い水準で業務が実施され、目標達成がされている。平成24年度においては以下の点を高く評価し、総合評価「A」とした。 ○業務の遂行にあたり、大きく変動する環境に迅速に対応して柔軟な発想に基づき創意工夫を重ねており、特に、情報提供業務及び権利化推進業務において重要性を増しつつある中国を始めとするアジアの知財リスクに対応した施策に積極的に取り組み、具体的な成果が見られる点を高く評価する。 ○また、「2013年には審査順番待ち期間11か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が2013年度には達成できる見込みとなっており、人材育成面から政策目標達成に寄与している点を高く評価する。	
②権利化推進 (17%)	A (4点)		
③人材育成 (23%)	A (4点)		
業務運営の効率化 (15%)	B (3点)		
財務内容 (15%)	B (3点)		
<p>サービスの質①(情報提供) (30%)</p> <p>サービスの質②(権利化推進) (17%)</p> <p>サービスの質③(人材育成) (23%)</p> <p>業務運営の効率化 (15%)</p> <p>財務内容 (15%)</p>			

○現在、中国の出願は激増しており、さらに知財紛争も日本より活発であり、知的財産の取得・活用をするにあたり中国は無視できない存在になっている。中国を始めとするアジアの知財対策や中小企業・大学・公的研究機関の知的財産基盤の強化は極めて重要であり、国が担うべき事業が多く、中小企業支援の観点からはさらなる中国対策の支援が望まれる。今後はそれらについて量のみならず質的向上を図る施策の展開が重要と思われる。

(注) 各事項の評点はAA : 5点、A : 4点、B : 3点、C : 2点、D : 1点の5段階。総合評価は、各項目の評点に評価比率を掛け合わせて合算して算出し、 $5.0 \geq AA > 4.5 \geq A > 3.5 \geq B > 2.5 \geq C > 1.5 \geq D > 1.0$ としている。

2-1. サービスの質の向上（情報提供）

<p>評価結果</p>	<p>A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 19年度：B、20年度：A、21年度：B、22年度：B、23年度：A</p>	
<p>評価のポイント</p>	<p>○ニーズの高い中国の産業財産権情報について、前年度から大幅増となる154万件もの実用新案の翻訳情報を作成・提供することに加えて、新たに公開特許の翻訳情報の作成・提供を開始したことは年度計画を超える取組であり、こうした情報の高度化等により特許電子図書館（IPDL）の検索回数が昨年度実績及び中期計画と比較して大幅に向上した点は、中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したものとして高く評価する。</p> <p>○産業財産権情報をめぐる内外の環境変化が激しい中、情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、着実な情報提供を実施している点は高く評価できる。今後もさらに環境変化が激化することが予想されるので、より一層の工夫をして対処してほしい。</p>	
<p>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</p>	<p>平成24年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において着実に達成していること。</p> <p>1. 工業所有権情報普及業務 出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p>	<p>【評価】</p> <p>○特許電子図書館（IPDL）について、ユーザーの要望に的確に応えて改善を重ねた結果、前年度実績及び中期計画を大きく上回る検索回数を達成した。</p> <p>○IPDLの利用が急増したにもかかわらず、優先度を吟味しコストを抑制したシステム改造に取り組んでいる。必要度の高い機能に絞って効率性重視の改善がなされている点を質的改善として評価したい。</p> <p>○IPDLの利便性の向上や情報の高度化により検索回数が前年度実績及び中期計画と比較して大幅に上昇した点は評価できる。また、改善に関してもコストパフォーマンスを十分に考慮しており、評価できる。</p> <p>○中国の特許出願は爆発的に伸びており、民間企業等に多大な影響を与える中国の産業財産権情報について情報提供のニーズは増大している中で、154万件の実用新案について翻訳情報を作成し、ユーザーに対してIPDLを通じて検索サービスを提供することに加えて、新たに公開特許の翻訳情報の作成・提供を開始した点は年度計画を超える取組で</p>	

【24年度計画の主なポイント】

- ・特許電子図書館（IPDL）により工業所有権情報がより幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてのサービス向上を図り、年間8,000万回以上の検索回数を維持するとともに、制度改正等に伴う機能改善を迅速に行い、ユーザーの利便性を高める。

あり、格段の進展が見られたと評価する。中国の産業財産権情報の有効活用のためには絶対数を確保することが今後の課題である。

- 各国から需要のある我が国実用新案公報の英訳提供について、年度計画以上に取組を加速化させ、新たに41万件の作成を進めたことは高く評価できる。
- 他国工業所有権庁との情報交換のメディアレス化の準備が、将来に向けた重要な取組として高く評価できる。
- 高度産業財産ネットワーク（AIPN）の検索回数の増大が見られることから、改善努力が奏功しているものと考えられる。
- 今後もユーザーニーズに応える情報蓄積・提供をさらに加速させてもらいたい。

【実績】

- 明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類等を文献番号や各種分類、キーワード等で検索できるほか、関連情報として出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能な特許電子図書館（IPDL）サービスを提供。制度改正・国際関係、不具合対応等について費用対効果を精査した上で真に必要なものに限定して機能改善を実施する等、以下のとおりIPDLサービスの向上を図った結果、検索回数の年度目標を達成。

- ・蓄積件数 約9,300万件（平成23年度末 約8,400万件）
- ・検索回数 111,490,492回（達成度139%）（平成23年度 87,762,326回）

※中国文献の整備に伴い、主に特許・実用新案及び経過情報の検索回数が増加。

<改善項目>

- ・制度改正・国際関係対応：特許法改正に伴う条文変更対応及び意匠法改正に伴う届出書類の変更対応、商標検索における商標国際分類10-2013版の追加、英語版意匠検索におけるロカルノ分類及び日本意匠分類による検索機能の追加 等
- ・不具合対応：意匠公知資料照会において、米国から提供される登録番号の形式の変更に対応し、照会可能となるように改善、整理標準化データ（審判データ）の公開基準の変更に対応し、商標登録出願情報と経過情報検索で表示内容に差異が生じないように改善 等
- ・ユーザーニーズ対応：アクセス集中による検索速度の低下を回避するための対応としてロボットアクセス対策を実施 等

<サービス向上>

- ・増大する中国知財リスクへの対応として、公報テキスト検索及び外国公報DBにおいて、中国公開特許和文抄録の提供を開始（約31,000件）

・ 中小・ベンチャー企業等を対象とした特許電子図書館の説明会を全国 5 箇所以上で開催する。

・ 特許庁における審査経過等の工業所有権情報について全件（未公開情報は除く）を標準的なフォーマットに変換し、外部提供を行う。

・ 他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集・保管・管理し、米国公開公報、米国特許公報及び欧州公開の明細書について年間 26 万件以上の和文抄録を作成するとともに、中国實用新案英文抄録について日本語翻訳を作成し、利用者に提供する。

・ 平成 23 年度末から提供を開始した中国實用新案の和文抄録に加え、外国公報 DB において中国實用新案の英文抄録の提供を開始（約 100 万件）

○ユーザーニーズを把握するため、IPDL にアクセスしたユーザーを対象にアンケート調査を実施し、費用対効果を考慮して総合的な判断を行った上で上記の機能改善を実施。

○IPDL の利用促進を図るため初心者向け講習会を全国 7 箇所で 12 回開催。前年度に申込の多かった東京及び大阪の開催を増やし、ユーザーの受講機会の拡大を図った。IPDL の検索回数目標値の達成に寄与。

- ・ 説明会等開催箇所 7 箇所（達成度 140%）（平成 23 年度 7 箇所 10 回開催）
- ・ 延べ参加人数 329 名（平成 23 年度 244 名）

○特許庁が保有する審査経過等のデータについて、公開可能な情報全てを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーの自社内 DB 構築等の工業所有権情報の効率的活用を支援。

- ・ 整理標準化データの外部提供件数 15,054,614 件（公開可能な情報全件。達成度 100%）（平成 23 年度 12,852,086 件）

※件数の変動は外的要因によるもの

○以下の機能改善を実施することで信頼性のあるデータを提供。

- ・ 申請人登録情報の変換不能データを正しく表示する対応
- ・ 意匠参考文献情報が正しく変換されない不具合の解消
- ・ PMGS（パテントマップガイダンス）データにおいて提供対象外となっている一部のデータを提供対象とする変更 等

○他国との最新の合意内容を基に入手が必要となるデータを事前に特定するなど特許庁との連携を図って、米国特許商標庁、欧州特許庁等他国の工業所有権情報を収集し、保管及び管理を実施。特許審査の迅速化に資するため、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書等については和文抄録を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDL を通じて一般のユーザーに対して提供。

- ・ 和文抄録の作成件数 270,899 件（達成度 104%）（平成 23 年度 269,928 件）

※件数の変動は外的要因によるもの

○日米欧中韓の特許庁間で進める工業所有権情報交換のメディアレス化を支援するため、特許庁と連携してメディアレス化の推進に必要なハード機器や回線の整備を実施。今後は、特許庁とも連携した上で、他国との導通試験を開始する等メディアレス化に向けた準備を進め、段階的に実施・拡大していく必要がある。

・特許庁の平成 24 年公報発行計画に基づき発行される公開特許公報全件について、英文抄録 (PAJ) を作成し、他国の工業所有権庁に提供する。

・特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づき、特許庁が毎年発行する公報の書誌データを全件整理するとともに、F ターム等の検索コードに関する情報を英訳し、他国の工業所有権庁に提供する。

・和文抄録、英文抄録、F ターム解説等の翻訳

○平成 23 年 7 月の産業構造審議会知的財産政策部会において発表した「国際知財戦略」を踏まえ、中国実用新案英文抄録の日本語翻訳を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDL を通じて一般のユーザーに対しても提供。

・中国実用新案の日本語翻訳 1,537,135 件 (平成 23 年度 250,000 件)

※ニーズを踏まえ事業を加速化させたことに伴う件数増

○中国公開特許についても和文抄録作成事業を開始し、特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDL を通じて一般のユーザーに対しても提供。

・中国公開特許の日本語翻訳 31,167 件 (新規)

○他国における我が国出願人の権利の的確な保護のため、日本の公開特許公報を「特許協力条約」において国際調査機関が必ず調査しなければならない「最小限資料」とするための条件とされている公報英文抄録 (PAJ) を作成し、海外の国際調査機関に提供。平成 24 年度は年度途中における特許庁の公報発行計画の変更にも迅速に対応し、遅滞を生じさせることなく公開特許公報全件について PAJ を作成。

・公開特許公報英文抄録の作成件数 257,458 件 (公報発行件数全件。達成度 100%) (平成 23 年度 259,701 件) ※件数の変動は外的要因によるもの

○近年、英訳の要望が高まっている日本の実用新案公報について、特許庁と連携し、実用新案公報の英文抄録データの作成事業を開始し、他国の工業所有権庁に提供。年度当初の計画では「英文抄録作成の準備を進める」としていたが、ニーズの高さを踏まえて事業実施を前倒し、年度内に一定の成果をあげた。

・実用新案公報英文抄録の作成件数 413,714 件 (新規)

○日米欧三極特許庁及び日中の工業所有権庁間の合意に基づく審査協力の一環として、特許庁が発行する公開特許公報及び特許公報等の全件について公報書誌データを抽出・加工し、欧州特許庁及び中国国家知識産権局に提供。

・公開特許公報等の公報書誌データ作成件数 564,988 件 (対象公報全件。達成度 100%) (平成 23 年度 550,297 件) ※件数の変動は外的要因によるもの

○我が国の特許文献を検索する際に有用である F タームの解説書等を英文に翻訳し、海外での我が国特許文献検索時の利便性向上を図った。

・英語版 F ターム解説書 27 テーマ (平成 23 年度 2 テーマ)

・英語版 F タームリスト 27 テーマ (平成 23 年度 2 テーマ)

・英語版 FI データ 39 件 (平成 23 年度 3,141 件)

○特許庁に提供している翻訳情報の品質維持・向上のため、外部の専門家による評価調査

<p>品質の維持・向上のため評価調査を実施する。</p> <p>・他国の工業所有権庁の要望を取り入れながら、審査結果情報を提供するシステムの整備・運用を行うとともに、翻訳用辞書の語彙数を増加して基幹機能である翻訳機能の精度向上を図る。</p>	<p>を実施（文章評価 2,686 件）。翻訳文として正しい表現になっているかの観点から評価を実施したところ、いずれも良好な結果。今後は、翻訳品質評価調査の結果を各事業の翻訳事業者へフィードバックを行い、翻訳品質のさらなる向上に取り組む必要がある。</p> <p>○他国への審査協力を通じ我が国出願人の迅速かつ的確な権利取得に資するため、「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」による日本国特許庁の審査結果等に関する情報をインターネットを介して諸外国・機関に提供。他国の審査負担を軽減するとともに、特許審査ハイウェイ（PPH）制度を通じて我が国出願人が他国において簡便な手続により迅速・的確な権利取得が可能となる環境整備に寄与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIPN 提供先 61 か国・機関（平成 23 年度 56 か国・機関） ※他国特許庁は本システムを利用できることが PPH 利用の前提 <p>○日本語の審査関連情報を英語で参照可能とするため、機械翻訳辞書に新たに約 5,000 語の辞書データを追加するとともに、外国特許庁の審査官から機械翻訳の誤訳についてフィードバックを受け、辞書データを修正し、翻訳精度を向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度末 約 86,000 語（平成 23 年度末 約 81,000 語） <p>○各国特許庁の審査官が AIPN をより利用しやすくするため、英訳した日本の翻訳書類等を母国語で閲覧できるよう Google 翻訳機能を追加。</p>
<p>2. 工業所有権関係公報等閲覧業務</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、相談業務及び工業所有権情報普及業務とも連携しつつ、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。</p> <p>【24 年度計画の主なポイント】</p> <p>・パリ条約に基づく「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室においてユーザーへの情報提供を確実にを行うとともに、我が国の公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供</p>	<p>【評価】</p> <p>○パリ条約に基づく「中央資料館」として情報提供という地味ではあるが重要な任務を着実に遂行している。</p> <p>○利用者にとって高度な検索が可能となるような様々な工夫を実施している点が閲覧サービスの向上として特に評価できる。</p> <p>○公報閲覧室の見学事業の充実化を望む。中央省庁関係の見学企画は一般的に魅力的な事業と考えられるので、今後も知財に対してより興味をもってもらうための事業として発展させてほしい。</p> <p>【実績】</p> <p>○パリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の工業所有権関係公報を収集・整理し、「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日、公報閲覧室において閲覧に供し、国内公報については公報発行日に即日閲覧に供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧室利用者 12,318 人（平成 23 年度 12,883 人） <p>○紙公報（内国公報約 12 万冊、外国公報約 29 万冊）及びマイクロフィルムを外部倉庫に</p>

<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な検索が可能な閲覧用機器を設置してユーザーに対する閲覧サービスを提供するとともに、操作方法等の講習会を原則月1回開催する。 	<p>保管し、ユーザーからの閲覧の事前申込に応じて出納制による閲覧を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部倉庫において保管・整理している紙公報（平成4年以前の電子データがない公報で永久保管対象の内国公報7,322箱）の一部について、保管箱の中身を画像データ化して管理する画像情報システムの運用を開始し、紙公報に係る出納の効率化を実現。 ○ 企業等からの要請に基づき、情報・研修館サービスの広報の一環として、公報閲覧室において企業、学校及び団体等の見学者を受け入れ、工業所有権情報提供の概要説明及び検索デモンストレーションを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者 1,126名（113回）（平成23年度 1,035名（118回）） ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）で指摘された地方閲覧室について、インターネットの普及や閲覧室利用者状況を踏まえ、平成22年度末までに全て閉室済み。 ○ より高度な検索が可能な閲覧用機器（特許審査官端末）を公報閲覧室に設置するとともに、「端末利用マニュアル」を整備し、的確に工業所有権情報を提供できる環境を整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末設置台数 34台（平成23年度 40台）※利用状況に応じた台数見直しを実施 ○ 公報閲覧室利用者に対しアンケート調査を実施し、アンケートから把握したニーズに基づき、分類検索に習熟した検索指導員による検索指導、公報閲覧室内への案内情報の充実など、ユーザーサービスの向上を実施。 ○ 質の高い閲覧サービスを提供するため、検索指導員にIPDL講習や相談業務講習等のスキルアップ研修を実施するとともに、国立国会図書館の視察・意見交換を実施し、課題の有無を検討。 ○ ユーザーの検索習熟度向上を図るため、高度な検索が可能な閲覧用機器の操作方法等に関する講習会を月1回以上実施。受講者から「有意義であった」との高い評価を得た。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許審査官端末講習会開催回数 18回（平成23年度 15回） ・ 延べ参加人数 87名（平成23年度 84名）
<p>3. 審査・審判関係図書等整備業務</p> <p>迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信頼性の高い文献収集及び提供を着実にやっている。 ○ 技術文献を収集するにあたり、Web版から閲覧可能なものについて冊子での購入を中止して、約28%もの経費削減を行ったことは状況の変化への柔軟な対応として評価できる。 ○ 閲覧サービスについての利用者の利便性向上のために、蔵書一覧リストと検索機能を提供したことは評価できる。

【24年度計画の主なポイント】

・特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献を網羅的に収集するための調達計画を作成し、収集を行うとともに、その他技術文献の選定・収集にあたっては特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年4回以上開催し、適正かつ効果的な収集を行う。

・最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料（カタログ等）を収集する。

【実績】

○特許庁とともに作成した調達計画に基づき国際調査の対象となる非特許文献を網羅的に購入するとともに、特許庁の審査・審判の質の向上に資するため、審査・審判資料の内外国文献を購入、特許審査官・審判官に提供。収集にあたっては、資料の無駄な重複の排除や経済性を追求した調達手法の採用など、精査した収集・調達を実施。平成24年度においては、特許庁と協議の上、発行元のWeb版から閲覧可能な技術文献については、Web版で参照することとして紙媒体の購入を取り止め、経費を節減（約28%減）。

- ・内国図書： 328冊（平成23年度459冊）
- ・内国雑誌：10,605冊、398タイトル（平成23年度9,555冊、397タイトル）
- ・外国図書： 35冊（平成23年度75冊）
- ・外国雑誌：4,545冊、267タイトル（平成23年度5,667冊、365タイトル）
- ・国際調査対象の非特許文献：2,450冊、91タイトル（平成23年度3,210冊、144タイトル）

○審査・審判資料の選定を的確に行うため、特許庁審査官等を含めた図書選定担当者会議を4回開催（達成度100%）し、選定過程で特許庁と密接な連携を図った。

○審査官等のニーズをより一層踏まえた効率的・効果的な審査・審判資料の選定・収集を実施するため、書店の協力を得て、書籍の出版に関する情報が詳細に検索可能となるWebサイトの提供を受け、審査官等に提供するとともに、出版社より試読本の提供を積極的に受け、審査官等に提供するなどの方策を活用。

○特許庁の審査・審判の最終処分（登録査定・拒絶査定等）が確定した出願書類、審判記録を特許庁から受入・保管し、特許庁審査官・審判官、閲覧人からの求めに応じた出納業務を実施。

- ・受入件数 14,908件（平成23年度15,216件）
- ・出納件数 4,007件（平成23年度6,293件）
- ・保管件数 約2,253,000件（平成23年度約2,675,000件）

○更新登録により長期間保存されている商標登録小包袋のうち、経年劣化が心配される小包袋について、劣化防止のため物理的な損傷を防ぐ措置を実施。

- ・保全措置件数 2,100件（平成23年度10,041件）

○意匠審査の的確な処理に資するため、最新のデザイン等が掲載されたカタログ等の収集を実施し、審査官へ提供。

- ・内国カタログ 12,000件（平成23年度11,997件）
- ・外国カタログ 3,000件（平成23年度3,007件）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した技術文献の閲覧リストを月 1 回更新し、ホームページで情報提供するとともに、技術文献等について、閲覧申請日から 2 営業日以内での閲覧サービスを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報・研修館ホームページ上で、収集した技術文献等についての蔵書一覧リストと検索機能を提供、当該リストを月 1 回更新し、閲覧サービスの充実を図った。 ○ 技術文献の検索ツールを充実させるため、情報・研修館ホームページに掲載している 213 社、394 サイトの「技術情報」リンクの確認を 6 回実施。 ○ 「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日で、審査・審判に関する技術文献資料として購入した書籍・雑誌等の閲覧サービスを実施し、ユーザーの閲覧申請を受けた日から 2 営業日以内で迅速に対応。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧利用者数 158 名（平成 23 年度 170 名） ・ 閲覧利用件数 418 件（平成 23 年度 336 件）
<p>4. 工業所有権相談等業務</p> <p>中小・ベンチャー企業等のユーザーに対する利便性向上の観点から、工業所有権に関する相談サービスの強化を図る。</p> <p>【24 年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者及び電話での相談については直ちに回答し、文書及び電子メールでの相談には 1 開館日以内に回答する。 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談への迅速な対応を確実に実施し、利用者アンケートによる満足度も前年度の約 80% から大きく改善し、約 90% という高率を達成したことは日頃の着実な改善活動の結果であり、相談業務の質的な向上の成果として高く評価する。 ○ 相談件数が減少しているが、これは産業財産権相談サイトの機能向上の成果としてとらえることができ、またアンケート結果では満足したとの回答が増加していることから、相談業務全体でのサービスの質的向上として評価できる。 ○ 相談業務に関する他機関との連携も強化している。特に、中期計画では産業財産権分野での他機関連携を予定していると思われるところ、産業財産権以外の分野である著作権情報センターとの連携を新たに開始したことは、中期計画を超える取組であり、ワンストップサービスとしての機能改善として評価する。 ○ 今後は、機関連携の件数のみならず連携がいかなる具体的な価値を創造したかを明らかにし、それを関係機関で共有することが重要であり、引き続き積極的な取組を期待したい。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日で、窓口、電話、文書及び電子メールによる相談に対応。窓口及び電話相談（20 時まで受付）については直ちに回答し、文書及びメール相談については、全件一開館日以内に回答。（達成度 100%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数 32,019 件（平成 23 年度 35,075 件） <p><内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口： 6,907 件（平成 23 年度 6,872 件） ・ 電 話： 21,888 件（平成 23 年度 25,059 件）

・全ての相談対応を相談データベースに蓄積し、相談データベースを活用した回答事例集を整備し、ユーザーに提供する。

- ・文 書： 1,462 件（平成 23 年度 1,280 件）
 - ・電子メール： 1,762 件（平成 23 年度 1,864 件）
 - ※17 時以降の窓口相談件数：175 件（平成 23 年度 177 件）
 - ※18 時以降の電話相談件数：429 件（平成 23 年度 446 件）
 - ※電話相談者に「産業財産権相談サイト」の積極的な活用を推奨したことにより、前年度と比較し電話相談件数が減少。
- 平成 24 年度においては、相談対応能力向上のため以下の取組を実施。
- ・産業財産権の侵害及び権利者の精算に伴う権利の変動に関する相談が増加傾向にあることを踏まえ、会社法、民事執行法等に関する勉強会を実施。
 - ・電子出願の講習会に参加し、電子出願に関する相談対応能力を向上。
 - ・産業構造審議会特許制度小委員会、商標制度小委員会等を傍聴する等により、特許庁における制度改正の動向についての情報収集を実施。
 - ・特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法に基づき、特許料及び審査請求料の軽減に関し、特許庁の担当部局と連携を実施。
- 相談サービスに対するアンケート調査を実施。上記取組の結果、平成 24 年度は、利用満足度について「満足した」との回答が 89.7%となり、前年度調査結果の 79.9%を大きく上回った。
- ＜内訳＞
- ・接客態度：良い・普通 98.2%（平成 23 年度 92.2%）
 - ・応答内容満足度：良い・普通 98.2%（平成 23 年度 91.1%）
 - ・利用満足度：満足した 89.7%（平成 23 年度 79.9%）
- 平成 21 年度より相談データベースを構築し、相談に係る応答の充実・均質化や内部の情報共有の効率化を実施。平成 24 年度は約 32,000 件を蓄積し、蓄積総件数は約 158,000 件。
- 相談データベースに蓄積した情報をもとに開設した産業財産権相談サイトを平成 21 年 4 月より活用することで、よくある質問については同サイトでの解決が可能な体制となっており、解決が困難な相談について窓口や電話での相談へシフトすることで相談業務の効率化、相談内容の充実を図っている。
- 産業財産権相談サイトの分類カテゴリが 2 つになったことによりアクセスルートが効率化されたことに加え、メールによる問い合わせについて、複数回の応答が可能となるような機能改善（Web メールの方方向対応）を実施し、ユーザーの利便性の向上を図った。ユーザーの反応も良好。今後は、回答事例のさらなる充実及び検索機能の改善等を実施し、利用者の利便性向上を図る予定。

・FAQ アクセス件数 329,189 件（平成 23 年度 465,099 件）

<内訳：権利の種類ごとに調べる>

- ・特許：30,406 件（平成 23 年度 96,204 件）
- ・実用新案：8,918 件（平成 23 年度 24,983 件）
- ・意匠：8,556 件（平成 23 年度 17,555 件）
- ・商標：49,099 件（平成 23 年度 132,993 件）
- ・共通：13,379 件（平成 23 年度 34,383 件）
- ・制度施策：974 件（平成 23 年度 1,857 件）
- ・その他：48,125 件（平成 23 年度 157,124 件）

<内訳：手続の流れで調べる>

- ・特許：30,470 件（新規）
- ・実用新案：11,364 件（新規）
- ・意匠：5,087 件（新規）
- ・商標：46,442 件（新規）
- ・共通：339 件（新規）
- ・審判手続：1,716 件（新規）
- ・リンク集：71,709 件（新規）
- ・その他：2,605 件（新規）

※アクセス件数の減少は、平成 24 年度において特許法等の改正が行われず、ユーザーの関心の高い出願書類等の様式変更がなかったこと等が要因と推察

・関係機関に対して、相談対応事例や相談ノウハウを提供するとともに、情報交換を行い、相談業務に関する効率的な連携を強化する。

○ユーザーの利便性向上の観点から産業財産権に関する基本的な相談はどの機関でも実施がなされるよう、平成 22 年度から全国各地の関係機関との意見交換を実施。平成 24 年度は、北海道、東北、九州地域の関係機関（発明協会、日本弁理士会、中小企業基盤整備機構等）及び日本貿易振興機構を訪問、各機関の相談事例の共有、役割分担の整理及び相談事案に応じた連携を実施。

○これまで産業財産権分野における関係機関を中心に連携強化を企図していたところ、著作権に関する相談も少なくないことから新たに公益社団法人著作権情報センターと意見交換を実施。同センターに対しても産業財産権に関する相談実績があることを確認し、相談事案に応じて紹介を行うなどの連携関係を新たに構築。連携関係に基づき、平成 24 年度は 84 件の相談事案を同センターに紹介。

○近年、植物に関する特許、地域団体商標等の相談が増加傾向にあることから、農林水産省主催の「アグリビジネス創出フェア」（東京ビッグサイト 11 月）に相談ブースを出展し、産業財産権の相談及び資料配付により PR 活動を実施。

	<p>○出展企業及び来場者への相談事業の普及を効果的に行うことが期待できる「ビジネスマッチ東北 2012」(11月)に相談コーナーを開設し、地元企業、大学等に対する相談及び相談体制に関する意見交換を実施。</p> <p>○相談を通じて把握したユーザーニーズを特許庁に提供。 ・提供件数 107件(平成23年度 165件)</p>
<p>5. 情報システム業務</p> <p>最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。</p> <p>【24年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子出願ソフトの管理・運用を行うとともに、情報通信技術の進ちょく及び制度改正等に伴って迅速に改善・整備を行い、ユーザーの利便性向上を図る。 ・中小・ベンチャー企業等に対する普及説明会を3大都市で実施するとともに、電子出願ソフトサポートセンターにおいて操作方法等に関する支援を行う。 	<p>【評価】</p> <p>○電子出願ソフト、公報システムについて、特許庁業務・システム最適化計画の進ちょく状況を踏まえ、経費の増大を招かないように留意しつつ、着実に整備・管理等を実施している。</p> <p>○電子データの整備に関してもDNA配列データの収集について年度目標を上回る実績を上げるなど、着実な実施をしている。</p> <p>○拒絶理由通知書で引用する非特許文献について迅速にイメージデータ化を図っている点は、出願手続の効率化及び出願人の利益ともなる事項である。</p> <p>【実績】</p> <p>○電子出願サポートセンターに集積するユーザーニーズの月次報告、ユーザー連絡会で収集した要望等を受けて、特許庁と密接な連携を図りつつ費用対効果を精査し、ユーザーの利便性向上のために必要不可欠と判断した電子出願ソフトの機能改善を実施。 ・平成23年度意匠法改正に伴う「意匠法第9条第5項に基づく結果届」の名称変更 ・PCT-SAFEとインターネット出願ソフトとの整合性向上と新料金改定の対応 ・請求関係書類の料金チェック、商標関係書類の分類入力チェック機能改善対応 ・申請書類の書き方ガイドの拡充及びひな形の最新化対応</p> <p>○電子出願の普及を図るため、中小・ベンチャー企業や企業・団体の新入職員等を対象とした電子出願説明会を3大都市で開催。 ・電子出願普及説明会 5回(達成率100%)(平成23年度 11回) ・参加人数 316人(平成23年度 444名) ※電子出願比率は90%を超えていることから、費用対効果を勘案して普及説明会の開催回数を限定</p> <p>○電子出願サポートセンターを通じ、電子出願ソフトの操作方法等の支援を実施。 ・相談件数 9,521件(平成23年度 9,647件)</p> <p>○電子出願ソフトユーザーに対しメールマガジンを配信し、新バージョンのリリース予定、</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁の公報発行計画に支障をきたさぬよう、公報システムの整備・管理を適切に行うとともに、制度改正等必要に応じて機能改善を行う。 ・ユーザーに対する出願書類等の閲覧及び貸出しを効率的に行うための出願書類管理システムの整備・管理を行う。 ・電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスタデータの追記・修正データ等を作成し、出願マスタの整備を行う。 ・特許出願書類から DNA 配列データ等のデータを 4,500 件以上加工・作成、外部で提供されている DNA 配列データを年間 24 回以上収集するほか、審査資料として有益な非特許文献の書誌データ及びイメージデータの作成、検索キーデータの購入等を行い、先行技術文献データベース、特実検索システムに蓄積する。 	<p>PCT 関連手数料改定のお知らせ、講習会開催等の情報を提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配信回数 7 回（平成 23 年度 9 回） <p>○法改正等に対応するため、事前に入念な打合せを行い改造項目の絞り込みを行うなど特許庁との密接な連携を図りつつ公報システムの改造を行い、特許庁の公報発行計画に支障をきたさないように公報システムの整備・管理を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許法第 39 条第 6 項、実用新案法第 7 条第 6 項、意匠法第 9 条第 4 項の改正に伴う協議に関する規程の掲載記事の修正対応 ・ インターネット公報に係る電子署名検証プログラムの動作検証 ・ 審決公報発行候補案件の機械チェック処理を追加することの機能改善 ・ 商標出願人識別番号からの公開商標公報への住所等の掲載処理の追加 ・ 国際出願案件の特許公報の編集について自動編集化及び訂正公報の自動編集化 <p>○特許庁の出願書類（包袋）等の出納・保管業務を的確に行い、包袋借用依頼等にも迅速に対応するため、システム作業期間を除く営業日全日において、安定的に出願書類管理システムの運用を実施。</p> <p>○平成 25 年度に予定されている特許庁 PC 更改に対応するため、所要の改造を実施。</p> <p>○「電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理」及び「電子手続対象外となっている無効審判請求等のマスタデータ構築」を確実にを行うため、出願マスタデータの追記・修正データ等を作成し、出願マスタの整備を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ作成件数 6,531 件（平成 23 年度 5,159 件） <p>○特許審査に必要な国内外の DNA 配列データを網羅的に収集するため、特許出願書類から DNA 配列データを加工・作成しデータベースに蓄積するとともに、DNA 関係特許情報を収集し蓄積を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DNA 配列データ等加工件数 4,918 件（達成率 109%）（平成 23 年度 5,061 件） ・ DNA 配列データ等収集回数 27 回（達成率 113%）（平成 23 年度 26 回） <p>○迅速かつ的確な特許審査に資するため、先行技術文献調査の対象として有益な非特許文献について、検索に必要な分類等の情報に係るデータを作成し、データベースへの蓄積を実施。なお、特許庁の審査官・審判官が拒絶理由通知書に引用した非特許文献のイメージデータの作成については、審査・審判処理の迅速化に資するため書類受領から 3 日以内の処理を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イメージデータ作成件数 91,522 件（732,687 頁）
--	--

	<p>(平成 23 年度 94,087 件 (750,429 頁))</p> <ul style="list-style-type: none">・ 書誌データ作成件数 19,948 件 (平成 23 年度 19,675 件) <p>○特許文献の検索を効率的に実施する上で、有用な F ターム解説書を作成するとともに検索キー等のデータを購入、データベースへの蓄積を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 蓄積件数 313,767 件 (平成 23 年度 308,500 件) <p>※件数の変動は外的要因によるもの</p>
--	---

2-2. サービスの質の向上（権利化推進）

<p>評価結果</p>	<p>A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 23年度：A ※平成22年度以前は該当業務なし</p>	
<p>評価のポイント</p>	<p>○積極的な展開によって大きな成果をあげてきていることが高く評価される。特に、知的財産プロデューサー、海外知的財産プロデューサー及び広域大学知的財産アドバイザーの支援箇所数はそれぞれ年度計画及び中期計画を超える実績を上げている。その結果として、事業開始初年度の昨年度には見られなかった具体的な成果事例が現れてきており、量的な活動拡大が具体的な成果を伴ったものとして高く評価する。</p>	
<p>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</p>	<p>平成24年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において着実に達成していること。</p> <p>新たなイノベーションを創出していくためには、研究成果の的確な権利化を推進する知的財産戦略が極めて重要であるから、研究開発機関等（大学、研究開発コンソーシアム、企業等）に対して、知的財産マネジメントに関する専門人材による支援及び知的財産情報の高度な活用が活発に行われるための環境整備を行うことにより、知的財産情報の高度活用による権利化等が推進されることを目標とする。</p> <p>1. 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p> <p>新たなイノベーション創出が期待される革新的な成果や海外での事業展開が期待される技術を有する研究開発機関等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材により、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用を</p>	<p>【評価】 ○支援先の1つである「BEANS」（異分野融合型次世代デバイス製造技術開発プロジェクト）では、プロジェクト終了後も知財管理を可能とする仕組みが構築されている。これは国のR&D支援事業後も引き続き安定的にプロジェクトの成果である知財の管理を可能とする極めて重要な事例といえる。今後もこのような事例増加と、そのための知的財産プロデューサーの活動の充実を期待したい。 ○前年度課題への対応として、知的財産プロデューサーをプロジェクト企画段階から参画させる取組は、同事業の効果的な実施に向けた質的な向上として評価する。今後は、企</p>	

通じた、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略、海外市場での事業を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援する。

【24年度計画の主なポイント】

- ・研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援するため、知的財産マネジメントの専門人材を18箇所以上の研究開発機関等に派遣する。

画段階から参画したことによる具体的な利点の分析やフィードバックが必要になるのではないか。

- 海外知的財産プロデューサーについては、中国を始めとするアジアの知財リスクに対応した施策であるが、平成24年度においては多角的な手法を用いて需要の把握や掘り起こしをはじめとして、極めて積極的な展開をし、支援箇所数については前年度から大きく増加し、年度計画を超える実績をあげている。支援企業に対するアンケートの満足度も高く、また、支援先企業が知財功労賞を受賞し大きな成果を上げるなど、昨年度にはなかった成果があがっている点を高く評価する。
- 潜在的に課題を抱えている企業を掘り起こす体制を強化する取組により、海外知的財産プロデューサーに対し、他機関からの支援依頼やセミナー講師依頼が急増している。特に近年のものづくり企業の本格的な海外進出増加傾向を鑑みると、海外事案に詳しい人材が海外知的財産プロデューサーとして自前で資源を持たない中小企業を支援する活動は益々重要であり、国の支援充実が不可欠である。海外知的財産プロデューサーの絶対数の確保が今後の課題になるのではないか。

【実績】

- 知的財産マネジメントの専門人材である知的財産プロデューサーを研究開発機関等に派遣し、派遣先機関等の事業化構想に基づき、プロジェクトの進行段階に応じて、以下の支援を実施。

＜初期段階プロジェクト＞主に研究戦略、知財戦略の策定

＜推進期のプロジェクト＞主に知財網を強化

＜終期のプロジェクト＞推進期の支援内容に加え、研究成果の高度活用を見据えた知財管理・活用方針の策定

・知的財産プロデューサー派遣人数 18名（平成23年度 17名）

・知的財産プロデューサー派遣機関等 延べ21箇所（達成度117%）

（平成23年度 18箇所）

- 平成24年度は、以下の新たな取組を実施。

- ・公的研究資金投入前の産学官連携プロジェクトに対して、プロジェクト企画段階から知財管理ルールと体制作りの支援を試行的に実施。

- ・プロジェクト企画段階からの支援を拡大するため、JSTやNEDO等の公的研究開発資金配分機関との意見交換を実施。

- ・事業化を目指す研究開発を実施している産業技術総合研究所と連携協力協定を締結し、公的研究資金投入前のプロジェクト情報を収集する体制を構築。

- ・ 中小企業等の海外事業展開で必要とされる戦略策定において知的財産の視点から支援するために、知的財産マネジメントの専門人材を6名以上配置し、延べ180箇所以上の企業等からの相談に応じて支援を行う。

- ・ 本事業の支援先である BEANS プロジェクトでは、知的財産プロデューサーの支援によりプロジェクト終了後も知的財産を一元管理する仕組みを構築し、事業化の可能性を拡大。
- また、派遣効果向上のため以下の取組を実施。
- ・ 情報・研修館に統括知的財産プロデューサー1名を配置し、月次報告書のチェックや派遣先の状況視察及び派遣先幹部との意見交換を実施。
 - ・ 新たに派遣を開始した知的財産プロデューサーに事業趣旨を的確に把握してもらうための新任研修、知的財産プロデューサーの更なるスキルアップのための研修を実施。
 - ・ プロジェクトの活動報告等を行う連絡会議を開催し、知的財産プロデューサー間で取組に必要な情報交換を実施。
 - ・ 知的財産プロデューサーによる活動上の課題を解決するためのワーキンググループを設置し、各プロジェクトにおける効果的な知財マネジメント推進のための共通課題の整理・検討を実施。
- さらに、事業を効果的に行うため以下の広報活動を実施。
- ・ 本事業の趣旨目的を記載したパンフレットを主たる研究開発機関や公的開発資金配分機関に配布。
 - ・ 情報・研修館主催のシンポジウム「日本産業を元気にするための産学官連携プロジェクト～課題と将来展望」を開催、知的財産マネジメントの現状及び課題等について多方面の有識者による討議を行い、産業界、政府関係者、研究開発機関等の関係者に対して情報発信を実施。
- 海外での事業展開が期待される有望技術を有する企業等に対して、海外進出先における知的財産マネジメントの専門人材である海外知的財産プロデューサーを訪問させるなどし、企業等からの要請に応じ、海外での事業展開に向けた課題を抽出するとともに、知的財産に関連するリスク低減をはじめ、事業規模に応じた権利保護・活用に関する支援を実施。具体的には、海外進出の際のリスク、失敗事例の情報提供と各企業の事業内容、技術力、経営戦略、社内体制等の事情に応じた知的財産の管理・活用のアドバイスを行い、海外進出するための具体的な知的財産戦略の策定を支援。
- ・ 海外知的財産プロデューサー派遣人数 6名（平成23年度 6名）
 - ・ 海外知的財産プロデューサー個別支援 191箇所（達成度106%）
（平成23年度 112箇所）
- うち、継続派遣企業等 26箇所（平成23年度 14箇所）
- ※中期計画では、知的財産プロデューサーと合わせた派遣箇所24箇所が数値目標であ

<p>・事業の効率化及び透明性の確保のため、外部有識者により構成される委員会を設置して研究開発機関等支援先の選定・評価を行うとともに、海外事業展開支援を行った企業に対する満足度調査等を行う。</p>	<p>り、海外知的財産プロデューサー事業は継続派遣先6箇所を目標としていたが、平成24年度計画において見直しを実施、海外知的財産プロデューサー180箇所の数値目標に変更</p> <p>○中小企業等の海外展開支援機関と新たに連携し又は連携を拡大・強化することにより、潜在的に課題を抱えている企業の掘り起こし体制を強化したことにより、他機関からの支援依頼が大幅に増加。</p> <p>○継続支援先である株式会社ナベルが、海外知的財産プロデューサーの支援を受けて海外現地法人とロイヤリティ契約を締結し、日本にロイヤリティを還元するシステムを構築した等の理由で知財功労賞を受賞。</p> <p>○知的財産プロデューサーの支援先選定や事業達成度評価、知的財産プロデューサーの評価や派遣先とのマッチングを行うため、外部有識者により構成される委員会を設置し、事業の効率化、透明性を確保。平成24年度においては2回開催。</p> <p>○第1回委員会（平成24年9月）に派遣機関等の追加公募を実施。応募機関等に対するヒアリング調査を踏まえて審議した結果、年度当初の17機関に加えて新たに4機関に対して追加派遣を実施するとともに、派遣効果等を考慮して1機関の派遣中止を決定。</p> <p>○第2回委員会（平成25年3月）では、派遣機関等への継続派遣について、派遣先の状況視察等を踏まえて事業評価を行い、委員会において審議。2機関については派遣効果等を考慮して派遣中止を決定するとともに18機関については派遣継続を決定。</p> <p>○海外知的財産プロデューサー事業の支援状況について、事業開始から平成24年度までに直接支援を行った企業に対して満足度調査を実施。「支援が有益だった」との回答割合は89%。</p>
<p>2. 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大</p> <p>大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりを加速するため、知的財産マネジメントに関する専門人材が大学等における知的財産管理体制の構築を支援する。</p> <p>【24年度計画の主なポイント】</p>	<p>【評価】</p> <p>○大学のすそ野拡大も着実に実施され、支援箇所数が中期計画を超える9箇所となり、それぞれの支援ステージも前年度より進展するなど大きな成果を収めてきている。今後は、さらにすそ野を拡大する方策を探ることが望まれる。</p> <p>【実績】</p>

・大学等における知的財産管理体制の構築等を支援するため、知的財産マネジメントの専門人材を7箇所以上の大学等に派遣する。

○知的財産マネジメント人材である広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、個々の大学における知的財産管理体制構築（ステップⅠ）、地域又は技術分野別の複数大学による広域的な大学間のネットワークにおける知的財産に関する共通課題解決等（ステップⅡ）、最終的には広域ネットワークにおける連携プロジェクトの創出（ステップⅢ）を狙いとして知的財産の側面からの支援を実施。

- ・広域大学知的財産アドバイザー派遣人数 8名（平成23年度 7名）
- ・広域大学知的財産アドバイザー派遣大学 9箇所（達成度129%）
（平成23年度 8箇所）

○平成24年度においては以下の活動を実施。

- ・事業開始2年目となる7箇所の広域ネットワークについては、「情報共有・共通課題の検討」（ステップⅡ）を中心に支援を実施し、ネットワークの自立化の加速を図った。
- ・事業開始2年目となる1箇所の広域ネットワーク（IP-med）については、「産学官連携プロジェクトの創出」（ステップⅢ）を念頭においた支援を実施し、ネットワークの自立化の加速を図った。
- ・新規に支援を開始した1箇所の広域ネットワーク（美術・デザイン系ネットワーク）について、大学の知的財産管理体制の構築（ステップⅠ）のために、「知的財産ポリシー」「社会連携活動ポリシー」「利益相反マネジメントポリシー」の策定等を支援。
- ・全9ネットワーク（74大学）の中で、「知的財産ポリシー」「産学連携ポリシー」等のポリシー類、「発明に係る規程」「共同・受託研究に係る規程」等の規程類を新たに34件策定。（2年間での累計 70件）
- ・本事業の趣旨目的を記載したパンフレットを作成し、大学関係者に配布するなど、広報活動、活動成果事例、各大学で策定されたポリシー・規程類等のアウトプットの発信により、ネットワークに参加する大学が74大学に拡大（平成23年度 60大学）。

○また、派遣効果向上のため以下の取組を実施。

- ・情報・研修館に統括広域大学知的財産アドバイザー1名を配置し、月次報告書のチェックや派遣先の状況視察及び派遣先幹部との意見交換を実施。
- ・新たに派遣を開始した広域大学知的財産アドバイザーに事業趣旨を的確に把握してもらうための新任研修、広域大学知的財産アドバイザーの更なるスキルアップのための研修を実施。
- ・ネットワークでの活動報告などを行う連絡会議を開催、広域大学知的財産アドバイザー間で必要な情報交換を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域大学知的財産アドバイザーによるワーキンググループを設置、全ネットワークでの共通課題の整理・検討を実施。 ○ 支援先の選定や事業達成度評価、広域大学知的財産アドバイザーの評価や派遣先とのマッチングを行うため、外部有識者により構成される委員会を設置し、事業の効率化や透明性を確保。平成 24 年度においては 2 回開催。 ○ 派遣機関等への継続派遣について、派遣先の状況視察等を踏まえて事業評価を行い、第 2 回委員会（平成 25 年 3 月）にて審議した結果、2 箇所については派遣効果等を考慮して派遣中止を決定するとともに 7 箇所については派遣継続を決定。 ○ 平成 25 年度派遣機関等の公募を実施し、応募機関等に対するヒアリング調査を踏まえて委員会にて審議した結果、1 箇所に対して新規派遣を決定。
<p>3. 知的財産情報活用のための環境整備</p> <p>開放特許（権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許）やリサーチツール特許に関する情報の広く一般への提供及び国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会の提供による知的財産情報の活用のための環境整備を行う。</p> <p>【24 年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放特許やリサーチツール特許に関する情報についてのデータベースを提供する。 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開放特許情報データベースも充実しつつあり、知財情報活用のための環境整備が着々と進められている。 ○ 開放特許情報データベースやリサーチツール特許データベースへのアクセスが増加してきており、今後はそのアウトカム評価を行う時期にきているのではないかと。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースを広く一般へ提供するとともに、データベースを充実させるため、各地の大学、TL0、公的研究機関及び企業等を訪問し、企業等が保有する特許権等の情報のデータベースへの登録を促す普及啓発・登録促進活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放特許情報 DB 登録件数 40,405 件（平成 23 年度末 42,469 件） ・ 開放特許情報 DB「ライセンス情報」検索回数 80,903 回（平成 23 年度 79,612 回） ・ 開放特許情報 DB 新規登録件数 3,084 件（平成 23 年度 5,577 件） ・ リサーチツール特許 DB 登録件数 662 件（平成 23 年度末 717 件） ・ リサーチツール特許 DB 検索回数 3,914 回（平成 23 年度 3,054 回） ・ リサーチツール特許 DB 新規登録件数 3 件（平成 23 年度 23 件） ○ 両データベースの登録メリット等を掲載したパンフレットを 7,000 部ずつ作成し、各都道府県の知財総合支援窓口等関係機関へ配布し、データベースの周知活動を実施。

<p>・国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会としてのセミナーを1回以上実施する。</p> <p>・知的財産情報の高度な活用が活発に行われるための環境整備の一環として海外知的財産活用講座を20回以上実施する。</p>	<p>○北海道及び青森県で開催されたマッチングフェア等に出典、開放特許情報データベースの周知活動を実施するとともに、Google Adwords への登録や Twitter による情報発信等を実施。</p> <p>○国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成などを目的として、国際知財活用フォーラムを開催（東京）。パテントコンテストの表彰式と併催することでより効果的なネットワーク形成に貢献し、参加者の 93.5%から高評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 1回（達成率 100%）（平成 23 年度 3 回） ・参加者数 859 名（平成 23 年度 816 名） <p>○また、同様の目的から「日本産業を元気にするための産学官連携プロジェクト」に関する INPIT シンポジウムを開催（東京）し、参加者の 78.8%から高評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 1回（新規） ・参加者数 219 名 <p>○自治体において知財活用に携わる専門家である自治体特許流通コーディネーターのスキルアップ支援を実施するとともに、自治体特許流通コーディネーターや海外知的財産プロデューサー等のネットワーク形成の場として自治体特許流通コーディネーター連絡会議を開催。さらに、自治体間での連携を支援するために専用イントラネットの提供を開始。</p> <p>○海外知的財産プロデューサーを講師として、海外事業展開における知的財産活用についてのセミナーを全国 86 箇所で実施し、海外展開における知的財産リスクや対策を中国、ASEAN 等の主な進出先での法制度や具体的実例を踏まえて紹介。そのうち、30 箇所について情報・研修館主催の「海外知的財産活用講座」として開催し、参加した企業等の 90%から「講義が有益だった」との高評価。</p>
--	---

2-3. サービスの質の向上（人材育成）

<p>評価結果</p>	<p>A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 19年度：B、20年度：B、21年度：A、22年度：A、23年度：B</p>	
<p>評価のポイント</p>	<p>○情報・研修館の重要な柱の一つである人材育成についても、着実な実施をしつつ絶えざる工夫を重ねることで充実した成果を上げている。</p> <p>○特に、調査業務実施者の育成に関して、平成24年度は合格者数及び合格率が大きく向上するとともに、登録調査機関が10機関に増加し、特許庁のサーチ外注施策の推進に向けた民間基盤の拡充が図られている点を研修業務の質的な向上の成果として評価する。</p> <p>○さらに、「2013年には審査順番待ち期間11か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、人材育成面から政策目標達成に寄与したことを研修事業全体の成果として評価する。</p>	
<p>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</p>	<p>平成24年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において着実に達成していること。</p> <p>1. 特許庁職員に対する研修 特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。</p>	<p>【評価】</p> <p>○「知財人財育成プラン」で求められる多言語に対応できる人材を育成するための取組として外国語研修を充実化し、特に中国出願対応の中国語リーディングに関する研修を新設するなどの取組は時宜に応じたものとして評価できる。</p> <p>○また、英語プレゼンテーションコースの実施は、TED (Technology Entertainment Design) によるプレゼン講演会などが注目されている中、時宜を得た取組であり、「知財人財育成プラン」のニーズに即応した取組として評価できる。その成果が、民間に対しても提供されることを期待したい。</p> <p>○一方で、例えば研修受講後に職員が諸外国特許庁や知財関連団体との討議やワークショップ等に参加するなどの実地経験を踏ませるプロセスを持つなど、語学学校との差別化がより明確化される必要があるのではないかと。</p> <p>○特許庁職員に対する研修は、毎年6,000名前後を対象に時代の要請等を踏まえた内容により効果的かつ効率的に実施してきている。絶えざる工夫を重ねつつ継続的に特許庁職員の育成をした成果として「2013年には審査順番待ち期間について11か月（FA11）を</p>	

達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっていることから具体的な成果が上がっているものと評価できる。

○FA11 は達成できる見込みと考えられるが、FA11 のみが達成すべき課題ではなく、より国際化する中で中小企業といえども海外の知財リスクにさらされており、様々なサービスや支援が望まれている。他国の特許庁職員と比べて日本の特許庁職員の人数は圧倒的に少なく、サービスを向上し国益を守るためには育成だけではなく増員する必要があるのではないか。

○研修テキストの印刷業務を外注化し、コピーや仕分け等の事務作業を大きく軽減させる取組は研修の効率的な実施という観点から評価できる。

○研修施設の稼働率は年間平均で 73%に達しており、研修施設の有効活用が図られているものと評価する。

【24 年度計画の主なポイント】

- ・特許庁研修基本方針及び平成 24 年度研修計画に基づき、研修実施要領を定め、以下の点に留意した上で効果的かつ効率的に研修を実施する。

【実績】

○特許法施行令第 12 条、第 13 条及び第 13 条の 2 において定める審査官、審判官及び審判書記官の資格を有するための研修（「審査官コース研修」「審判官コース研修」「審判書記官研修」）を始め、特許庁が策定した「平成 24 年度研修計画」に定められた特許庁職員に対する研修を、全て確実に実施。特に審査・審判系研修等については、審査迅速化の取組に配慮し効果的かつ効率的な研修実施に努めた。

・延べ受講者数 5,902 名（平成 23 年度 6,418 名）※職員数が減少している影響

○比較的軽微な業務となっている研修テキストの印刷業務は、引き続き外注化を実施。コピー、仕分け等の事務作業の負担軽減を図り、研修の実施運營業務により力点を置くよう対応。

○平成 24 年度は 54 名の特許庁審査官を育成。特許庁審査官等の継続的な育成に加え、5 年間にわたって採用した任期付審査官 500 名の育成を集中的に実施（平成 17 年度以降延べ 1,000 人を超える審査官を育成）してきたことにより特許庁の審査処理件数の拡大に貢献。「2013 年には審査順番待ち期間について 11 か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、特許庁の政策目標達成に大きく寄与。

（単位：月）

年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY
FA 期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1

○研修施設（教室）の稼働率は、情報・研修館が実施する研修全体で年間平均 73%に達している。繁忙期には、一時的に教室が不足するケースも発生しており、その場合には外

・「知財人財育成プラン」において今後求められる人材を育成するため、特許庁職員の外国語研修及び法律研修の充実を図る。

・実務実習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化する。

部教室を借りることで対応している。

○「知財人財育成プラン」で求められている人材像に対応した以下の各種研修を充実させ、特許庁職員の一層の能力向上を図った。

- ・多言語に対応できる人財を育成するため、英語、第二外国語（仏、中、韓）の語学研修を実施。中国語については急増する中国出願へ対応するための中国語技術文献の読解力を高める研修「中国語リーディングコース」を新設。
- ・国際議論をリードする人財を育成するため、従来の語学研修に加え、特許審査実務や審査基準において、国際会議等で議論や交渉ができる人財を育成する第一歩として「英語プレゼンテーションコース」研修を新設。受講者は研修修了後、途上国や海外特許庁職員に対する指導・研修を英語で実施する等、日本特許庁の取組の海外発信に貢献中。
- ・こうした取組により、語学研修全体の受講者数は対前年度比 41 名増。TOEIC スコアからも語学能力が向上していることを確認。
- ・法律的専門性の高い審査官及び審判官を育成するため、法律研修（民法、民事訴訟法、不正競争防止法、独占禁止法）の他、東京大学法学部へ学部聴講生として 6 名を派遣。また、「実践著作権法」「改正米国特許法実務の概要と最近の状況」等、従来の法律研修から一歩踏み込んだ内容の研修も実施。
- ・審判官の法律的専門性を向上させ、審理の質を維持・向上させるため、従来からの「審判官法律研修」「要件事実の基礎」に加え、「無効審判における事実認定」「最近の審決取消訴訟について」の審判官を対象とした一歩踏み込んだ内容の研修を新規に実施。
- ・事業起点型の知財戦略に対応した権利取得を支援する審査官を育成するため、「企業の事業戦略と知財戦略」「企業のイノベーションを進めるためのモデル」「企業におけるブランディング戦略」等新たな切り口からの研修を新規に実施。
- ・技術対応幅の広い審査官及び審判官を育成するため、技術基礎習得の研修としての「庁内講座」を新たに 4 テーマ追加し、全 10 テーマについて実施。また、技術研修を新たに 9 テーマ、先端技術研修を新たに 4 テーマ、特殊技術修得研修を新たに 6 テーマ（全 8 テーマ）実施するとともに、最新の技術動向等を把握するため、国内学会等に審査官を 707 名派遣。審査官 1 人あたりの担当技術分野が拡大し、分野毎の審査処理能力の平準化に寄与。

○「審査官補コース研修」「審査官コース（前期・後期）研修」「審判官コース研修」「審判書記官研修」等の研修において、審査実務、審判実務等に関する事例研究、演習、討論

<p>・ 知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修効果を高める。</p> <p>・ 講師の充実及び効果的かつ効率的なカリキュラムを策定して研修を実施する。</p> <p>・ 研修を実施する立場から、研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させる。</p>	<p>の科目をより多く取り入れることで、特許庁職員の実践的な能力の強化を図った。また、新たに実施した「審査系マネジメント能力研修」においても演習の時間を多く取り入れることで実践的な能力の強化に努めた。</p> <p>○ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、ナノテクノロジー・材料分野等の重点分野に関する先端技術研修のうち、「糖鎖の基礎と産業応用」、「経口投与製剤の製品価値を最大化する製剤技術」、「多様な微粒子でつくる機能材料」の新たな3テーマについて弁理士の参加を促すことにより、審査官が最先端技術を習得するとともに、最先端技術に対応した弁理士の育成にも努めた。</p> <p>○当事者系審判に特有な手続、審理を円滑に進めるための「当事者系審判研修」に弁理士の参加を促すことにより、口頭審理を指揮する審判長とともに、代理人たる弁理士についても、口頭審理の手続等を最大限活用できるよう実務能力の向上に努めた。</p> <p>○審査系職員を対象とした「審査官補コース研修」「審査官コース後期研修」及び「審査応用能力研修」の事例研究等の実務研修について、弁理士及び民間企業の知的財産部員等を参加させることにより、多面的な議論を行い討論の質の向上を図ることで、知的財産関係者及び特許庁職員相互の研修効果を高めた。</p> <p>・ 外部知的財産関係の参加者数 143名（平成23年度 208名）</p> <p>○講師をさらに充実させるため、受講者の意見及び研修実施時の状況等を踏まえ、「審査官コース前期研修」「審査応用能力1」において講師を変更し、研修を実施した。また、新たに実施した「管理職サービス規律研修」及び「審査系マネジメント能力研修」の講師を厳選して依頼するとともに、特許庁の研修企画担当の意向を十分に把握した上で講師と綿密な打ち合わせを行ったことで、講師の質、研修の効果について高い評価が得られた。</p> <p>○長期的な審査系・事務系職員研修については、より効果的な研修となるよう研修科目の順序・組み合わせ等を十分考慮した研修カリキュラムの策定に努めた。特に「方式審査専門官研修」や「審判書記官研修」の受講者からは、「研修効果を高めるために最適な研修カリキュラム」であったとの高評価を得た。</p> <p>○「審査官補コース研修」及び「事務系初任者研修」の新規採用者研修において、同一内容の研修科目については合同で実施するとともに、「産業財産権専門官研修」「審判書記官研修」の法律系科目等については、「法律研修（著作権法、民事訴訟法、不正競争防止法）」と合同研修とすることで研修実施の効率化を図った。</p> <p>○実施した全ての研修について、研修生への研修受講後アンケートを実施するとともに、講師所感等を通じて研修に対する要望等を把握し、研修内容に反映しているところ。今</p>
--	--

・ e ラーニングによる学習教材を積極的に活用する。

・ 研修生に対するアンケートで、平均 80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。

年度は研修生のニーズをよりの確に把握するため、階層別研修等を対象にこれまで実施していなかった受講生ヒアリングを9回（延べ132人）実施。ヒアリング結果を踏まえ、研修効果を高めるための研修テキストの作成、受講しやすい研修日程の設定、研修カリキュラムの改善、研修受講環境の向上等、短期的な課題には迅速に対応し、研修の品質向上に努めた。また、講義内容や研修時間の見直し等、次年度の研修に反映させる事項を整理。

○これまで一部の研修で実施していた研修実施前アンケートの対象を拡大し、「パソコン研修」「審査系マネジメント能力研修」「管理職服務規律研修」「インストラクション・スキル研修」「審査応用能力研修」等で受講前に研修生アンケートを実施し、意見・要望等を事前に把握し講義に反映させたことで、講義内容の充実及び効果的な研修を実施。

○特許庁職員の学習意欲を一層高めるために、研修の目的やねらい、修得すべき知識と能力等を明確にした「科目別講義概要」（シラバス）を作成し、研修生への配布を開始。

○「審査官補コース研修」及び「審査官コース前期研修」において、eラーニング学習教材を活用し効率的に研修を実施（合計23科目）。

○eラーニングによる事前学習を推奨することで研修の理解度を高めるとともに、研修後の視聴も積極的に行われており、研修効果の定着に貢献。

○研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。全体平均では98.0%。

・ 審査系職員研修 99.6%（平成23年度 99.6%）

・ 審判系職員研修 97.8%（平成23年度 98.6%）

・ 事務系職員研修 100%（平成23年度 97.2%）

・ 管理者研修 97.9%（平成23年度 97.6%）

・ メンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修 91.9%（平成23年度 93.6%）

・ 国際化への対応能力向上のための研修 96.6%（平成23年度 97.8%）

・ 情報化への対応能力向上のための研修 100%（平成23年度 99.5%）

・ 法的専門能力向上のための研修 98.8%（平成23年度 100%）

・ 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修 98.3%（平成23年度 97.9%）

2. 調査業務実施者の育成研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施するとともに、新たに登録調査機関の調査能力を高めるための研修を実施する。

【24年度計画の主なポイント】

- ・「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年3回実施する。

【評価】

- 調査業務実施者の育成は、特許庁及び登録調査機関のニーズに即応し、前年度比で1.6倍もの需要に対して適切に対応し、民間基盤の拡充に貢献している。同時に、受講者満足度が向上している点、合格率や合格者数が向上している点は研修業務及び研修内容の質的な向上の成果として評価できる。
- 調査業務実施者育成研修の修了者が、特許庁の審査処理促進のための先行技術文献調査を実施しており、平成24年度には登録調査機関が10機関になるなど特許庁のサーチ外注施策の推進に向けた民間基盤の拡充に貢献しており、その結果、「2013年には審査順番待ち期間11か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっていることは、本研修の具体的な成果として高く評価する。
- より実践的なサーチ能力が身につけられるよう常にカリキュラムの見直しの検討を行っており、平成24年度においても科目変更を実施するなど、特許庁や受講者のニーズを踏まえた改善が行われている。
- 研修テキストの印刷業務を外注化し、コピーや仕分け等の事務作業を大きく軽減した点は研修の効率的な実施という観点から評価できる。
- 研修の受講料は実費を勘案して設定しているところ、平成24年度の受講料収入と実施コストはほぼ収支均衡しており、妥当な受益者負担となっているものと考えられる。
- 需要が大幅に増加した調査業務実施者育成研修の運営にあたり一部の事務の外注を実施したが、業務効率化の観点から今後も積極的に取り組んでいきたい。

【実績】

- 平成24年度においては、特許庁のサーチ外注施策の推進に伴い受講希望者が急増したことにより、日程的に上限となる年4回（1回の研修期間は約2か月）の研修を実施。受講希望者が大幅に増加したことから、端末台数（84台）及び教室数を効果的に活用するため、受講者を2班に分けて端末を使用する演習科目を交互に実施する等研修実施体制を変更した上で、外部教室の借用や講師の増員等の対策を実施した結果、定員（360名）を大幅に超える受講希望者全員の受講を可能とした。
 - ・延べ受講者数 696名（平成23年度 469名）
- また、登録調査機関自身によるサーチャーへの指導力を向上させ、もって登録調査機関の調査能力を高めるため、サーチャー指導者向けのスキルアップ研修を実施。実施時期については特許庁の要望を踏まえ、1月に開催される平成25年度サーチ外注の特許庁選定会議に間に合うように12月に開催。
- 受講者がより実践的なサーチ能力を身につけられるよう、調査業務実施者育成研修にお

いて年度途中でカリキュラム変更を実施。内容が一部重複する座学科目を統合し、より実践的な調査手法を学べる科目として「検索実務（検索の基礎）」を新設し、第4回目の研修より実施。特許審査経験を有する情報・研修館の職員が自らの知見を活かしてテキスト作成及び講師を担当した。その結果、受講生からは「検索手法や検索式の立て方がよく理解できた」、「サーチ能力が向上した」等の高評価を得た。

- 本研修を修了した調査業務実施者が、特許庁の審査処理促進のための先行技術文献調査を実施。平成24年度の研修修了者は過去最多の486名（延べ修了者1,700人超）に達し、新たに登録調査機関が1機関増えて計10機関になるなど、特許庁のサーチ外注施策の推進に向けた民間基盤を大幅に拡充することに貢献。「2013年には審査順番待ち期間について11か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、特許庁の政策目標達成に大きく寄与。

・研修修了者（合格者）数 486名（平成23年度 306名）

（単位：月）

年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY
FA期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1

- カリキュラムの改訂や質の高い講師選定に努めた結果、第4回研修の合格率は年間最高の75%に達し、年間の平均合格率も70%に向上して過去3年間で最高となった（平成23年度 67%、平成22年度 62%）。

- 研修テキストの印刷業務は平成24年度から外注化し、コピー・仕分け等の事務作業を大きく軽減。

- 面接評価第一・第二の実施に際しては、受講者が多いことから使用する教室が多く、かつ、複数日を要するところ、受付業務、教室案内、進行管理などの事務作業を外部業者に委託することにより、事務作業の軽減と効率的な運営を図った。

- 端末を使用する最初の研修科目「端末操作演習」は、ログイン方法、FI・Fターム等の検索キーの入力方法、スクリーニング機能の照会など、定型的・一般的な端末使用方法を学習する科目のため、講師とテキストの作成は検索システムの開発業者に外注し、効率的な業務運営を実施。

- 研修施設（教室）の稼働率は、情報・研修館が実施する研修全体で年間平均73%に達している。繁忙期には、一時的に教室が不足するケースも発生しており、その場合には外部教室を借りることで対応している。

- 本研修の受講料は実費を勘案し、一般的なケースで213,000円に設定しているところ、平成24年度の受講料収入と実施コストはほぼ収支のバランスが取れている状況であり、適切な価格設定を維持。

<p>・ 調査業務実施者の実践的な調査能力が身につけられるよう調査業務実施者育成研修のカリキュラムや評価方法の在り方を検討し、改善を図る。</p> <p>・ 研修生に対するアンケートで、平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</p>	<p>・ 収入額 103,158 千円 ・ 支出額 103,760 千円 (収支差▲602 千円)</p> <p>○ 受講者が実践的な調査能力をより効率的に身につけられるよう、特許庁と連携してカリキュラムの変更を検討し、内容が一部重複する座学科目を統合するとともに、より実践的な調査手法を学べる科目として「検索実務(検索の基礎)」を新設し、第4回研修より実施。特許審査経験を有する情報・研修館の職員が自らの知見を活かしてテキスト作成及び講師を担当した。その結果、受講生からは「検索手法や検索式の立て方がよく理解できた」、「サーチ能力が向上した」等の高評価を得た。(再掲)</p> <p>○ 研修の可否に大きな影響を及ぼす面接評価に際し、担当職員が面接評価に同席して受講生の質疑応答レベルの把握に努めるとともに、面接官の可否判断の理由が不明確な場合には面接官にその理由を明らかにさせるなど、面接評価の適正な実施に努めた。また、不合格となった場合には、その理由を当該受講者が所属する調査機関に伝えることにより、受講者側からみた評価に対する信頼性の向上を改善。</p> <p>○ 研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 99% (平成 23 年度 100%) ・ 第2回 100% (平成 23 年度 100%) ・ 第3回 99% (平成 23 年度 100%) ・ 第4回 99% (平成 23 年度 100%) ・ 調査業務実施者スキルアップ研修 100% (平成 23 年度 100%)
<p>3. 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <p>政府が推進する知的財産関連人材の育成政策に資する観点から、大学を含む民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進することとし、特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウの提供を活用して、以下の必要性が高い研修を実施する。</p>	<p>【評価】</p> <p>○ 民間人材に対する研修についても、一部業務の民間機関への移管がされる中で充実した取組がなされており、研修・セミナー等に対する評価も高い。</p> <p>○ 各研修で習得した知識や実務能力は受講生の所属機関で活用されており、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、特許審査の迅速化に貢献しているものと認められる。その結果、「2013年には審査順番待ち期間について11か月(FA11)を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、「特許庁の業務の迅速化に資する」という目的に沿った成果として評価できる。</p> <p>○ 受講生のニーズを踏まえたカリキュラム等の見直しを常に実施しており、その結果としてアンケートによる満足度が多くの研修で100%を獲得している点は評価できる。</p> <p>○ 研修の受講料について、特に中小・ベンチャー企業所属の受講者は受講料が無料となっ</p>

【24年度計画の主なポイント】

・特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材の特許要件の判断等に係る実務能力を向上させるため、審査基準等をテーマとした研修を4回以上実施する。

・特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、出願の厳選等を促進するため、民間

ているが、これは政策的重要性に鑑みると必要な措置といえる。その結果、平成24年度の受講料収入と実施コストにおいて不均衡が生じているが、最終的に特許庁の審査迅速化という形で特許庁が裨益することから、妥当な受益者負担となっているものと認められる。ただし、受講者数が現状で十分といえるかは検証が必要と思われる。

- 民間機関との連携、検索用端末の効率的な運用など、効率的な研修実施の工夫が随所に見受けられる。
- 特許検索競技大会の民間機関への移管は、業務効率化とともに情報・研修館に蓄積されたノウハウの民間移転という二つの重要な意味を持つため、今後も積極的に取り組んでいただきたい。

【実績】

○弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材に対し、特許要件の判断等に係る実務能力を向上させ、特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、審査基準の適切な考え方や拒絶理由に対する適切な応答方法に関する知識等を積極的に提供し理解を深めるための研修（「特許審査基準討論研修」「意匠審査基準討論研修」「意匠拒絶理由通知応答研修」）を実施。各受講生は、特許庁審査官の考え方や審査官への主張・反論方法についての理解を深め、所属企業での業務に取り入れることでより効果的な出願業務等を実施。

- ・開催回数 5回（達成度125%）（平成23年度 5回）
- ・延べ受講者数 109名（平成23年度 138名）

○審査基準討論研修については、平成25年度から弁理士継続研修として日本弁理士会から認定を受けることになっており、継続研修を受講する弁理士が参加することにより、受講者の割合、進歩性に係るグループ討論の充実に伴う研修効果の向上、弁理士の実務能力の維持・向上という継続研修への貢献など様々な副次的効果を期待。

○研修の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。

- ・収入額 888千円
- ・支出額 1,381千円（収支差▲493千円）

○特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、民間企業等における先行技術調査の能力不足や重要性・困難性の理解不足を補い、効率的な出願・権利化行動を促すため、

企業等の検索業務者の特許情報等に係る調査・検索能力向上のための研修を6回以上実施する。

・特許情報検索に携わる者に対するインセンティブを高める機会を提供するため、特許情報検索の実務能力を客観的に評価し、広く顕彰を行う競技大会を実施する。

民間企業等の検索業務者を対象とした研修（「検索エキスパート研修（上級）」「検索エキスパート研修（意匠）」「特許調査実践研修」「外国特許文献検索のための講習会」）を実施。各受講生は、特許庁審査官の用いる調査手法等の理解を深め、所属企業での業務に取り入れることでより効果的な出願業務等を実施。

- ・開催回数 6回（達成度100%）（平成23年度 9回）
- ・延べ受講者数 178名（平成23年度 216名）

○講師として審査官経験者を招いて端末演習を行うことにより、審査官が有する検索ノウハウを伝授し、受講生の実践的な検索能力の向上を図った。

○様々な民間企業から参加している受講生同士でのグループ討論を実施することにより、多様な検索スキルを共有するとともに検索業務に対する意識の向上を図った。また、「上級」では特許庁の審査官端末と同等の機能を有する高度な検索端末を用いてハイレベルな検索演習を実施。

○中国・韓国を含め外国の特許文献の比率が増大する中、民間の検索業務者にも外国文献の検索能力の向上が求められることから、外国特許文献検索の講習会の試行を実施。

○特許調査実践研修については、情報・研修館と大阪工業大学との共催で実施、民間教育機関のノウハウを活用した効率的な研修実施体制を構築。

○研修の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。

- ・収入額 4,812千円
- ・支出額 7,981千円（収支差▲3,169千円）

○特許情報検索に携わる者の実務能力評価とインセンティブ向上のため、10月に「特許検索競技大会2012」を、東京、大阪の2会場で開催（参加者162名）。2月には、特許情報検索に携わる者の能力向上に資するため解答の解説等を行う「フィードバックセミナー2012」を東京・大阪にて開催（参加者198名）。

- ・参加者合計 360名（平成23年度 431名）

○検索従事者に求められる広汎な知識や検索スキルをより客観的かつ的確に評価するとともに評価項目の普遍性を高め、将来的に本協議大会を検索従事者の資格検定に発展させることを目的として、平成24年度は出題方針を変更。具体的には、問題内容を民間企業の知財部門や特許調査会社で業務として実施されている検索実務の実態に沿った内容に改め、また、従来の法律的知識や検索能力を問う問題に加え、新たに侵害防止調査に関する問題を追加することにより、参加者がより実務的な観点から自らの能力評価が行え、

・特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、中小・ベンチャー企業による円滑な出願手続の促進や審判請求の厳選等のため、中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する知的財産の保護・活用能力向上のための研修を4回以上実施する。

- かつ、社会が期待する検索従事者の能力を適正に評価しうる内容に変更。
- この結果、参加者のうち63%の者から「過去の問題に比べ特許検索従事者の能力を評価する方向になっていると思う」との回答を得て、見直し方針が的確であったことを確認。
 - また、分野間の問題の難易度の偏りを少なくするように配慮して公平性を担保した結果、電気、機械、化学分野での平均点の差は2点以内となり、難易度に関するアンケートにおいても「ちょうど良かった」との回答が71%に達した。
 - 参加者に対する成績通知は、従来の合計得点と平均点のみの通知だけでなく、問題毎に得点と平均点を通知する形式に改め、参加者が自己の能力の分析ができるようにして参加者から好評を得た。
 - 本競技大会に参加してより良い成績をおさめたいとの要望に応えるため、平成24年度から新たに過去の競技大会の出題内容をまとめた過去問集を発行（監修：競技大会実行委員会及び情報・研修館、発行：日本特許情報機構）し、参加者のインセンティブと能力の向上を図った。
 - これらの改善を実施することで今後の検索競技大会の在り方に道筋を付けつつ、本競技大会の運営を民間部門に移管可能かを検証するため、検索競技大会実行委員会に一般財団法人工業所有権協力センター（IPCC）から委員及び事務局員としての参画を促し、競技大会の企画、運営に関する実務やノウハウを情報・研修館からIPCCに円滑に移行した結果、平成25年度の競技大会の主催はIPCCに移管することが実現。
- 特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員を対象とした知的財産及び特許情報の活用に関する研修（「知的財産活用研修（活用検討コース）」「知的財産活用研修（検索コース）」）を、中小・ベンチャー企業が参加しやすい地方開催を含め、実施。各研修生は、検索技術を体系的に整理し、検索手法の幅を広げることで、所属企業においてより効果的な知的財産業務を実施。
- ・開催回数 4回（達成度100%）（平成23年度 6回）
 - ・受講者数 71名（平成23年度 96名）
- 活用検討コースでは、特別講師として知財を経営資源として活用し、ビジネスとして成功している中小企業の経営者を招き、同社の生きた知財戦略や成功事例を紹介してもらうことにより、中小・ベンチャー企業から参加している受講生がより身近に知財の重要性を認識してもらうとともに、知財活用に関する知見を深めることに貢献。
- 検索コースでは、講師として審査官経験者を招き、特許電子図書館（IPDL）を使った検索演習、検索結果を用いたグループ討論を実施することにより、検索経験の浅い受講生に対しても分かりやすく、かつ、実践的な検索スキルの習得が図れるような内容とした。
- 小規模ながら多種にわたる各研修の運營業務の適切な外注・内製の在り方について、業

・行政機関等の知的財産関連業務担当者に対し、知的財産に係る業務遂行能力を向上させるため、知的財産権制度の概要や実務上必要な諸制度に関する研修を4回以上実施する。

・上記の研修について、情報・研修館に対する社会ニーズの把握に努め、民間等において対応が容易であり、特許庁の業務の迅速化等に寄与しない民間企業等の人材に対する研修の

務全体の効率化の観点から検討しているところであり、平成24年度は「知的財産活用研修」の運営外注を試行的に実施。

○研修の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。

- ・収入額 701千円
- ・支出額 3,849千円 (収支差▲3,148千円)

○知的財産に関する基礎的知識を習得し、知財の面から民間の活動を支援できる行政人材を育成し、各機関の知財行政の企画及び円滑な運用を図ることを目的として、行政機関職員等を対象とする知的財産に関する研修（「知的財産権研修（初級）」「知的財産権研修（産学官連携）」）を開催。各受講生は、本研修で得た知識を参考に、地域振興、中小企業支援、産学連携の取組、法人内における出願業務、職務発明規定の見直し等の業務を実施。

- ・開催回数 5回（達成度 125%）（平成23年度 5回）
- ・延べ受講者数 191名（平成23年度 160名）

○初級コースについては、知的財産推進計画2012において要請されている我が国の技術の国際標準化を担う人材の育成に資するため、「知的財産と標準化」の科目を新設し、グローバル競争の中で勝ち抜くための知財の標準化戦略の講義を実施、我が国の産業行政を担う行政機関や研究開発を担う独立行政法人の受講者に対して、技術標準化の重要性、戦略に関する理解を深めた。

○研修の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して定められているが、本研修は、中央省庁、地方自治体、独立行政法人等の行政機関向けの研修であり、政策的に実費相当額よりも安価な価格を設定。このため、研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。

- ・収入額 1,663千円
- ・支出額 2,974千円 (収支差▲1,311千円)

○使用するデータベースが民間商用データベースであり、大会運営の主催を民間機関に移管可能かを検証するため、検索競技大会実行委員会に一般財団法人工業所有権協力センター（IPCC）から委員及び事務局員としての参画を促し、競技大会の企画、運営に関する実務やノウハウを情報・研修館からIPCCに円滑に移行した結果、平成25年度の競技

実施については、民間の判断に任せる。

・上記の研修の実施にあたっては、特許庁の業務の迅速化等により寄与できるものとなるように研修内容・講師等の質的向上を図る。

大会の主催は IPCC に移管することが実現。(再掲)

- 「特許侵害警告模擬研修」については、権利化後の侵害に関する研修であり、発明協会や知的財産協会などの民間機関においても類似の研修を実施していることから、情報・研修館での実施をやめ、民間の判断に任せることとした。
- 特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、以下のとおり一部で民間機関との連携や外注化等により効率的に研修を実施。
 - ・特許調査実践研修については、情報・研修館と大阪工業大学との共催で実施、民間教育機関のノウハウを活用した効率的な研修実施体制を構築。(再掲)
 - ・各研修で用いるテキストの印刷業務は平成 24 年度から一括して外注化し、コピー、仕分け等の事務作業を大きく軽減。
 - ・小規模ながら多種にわたる各研修の運営業務の適切な外注・内製の在り方について、業務全体の効率化の観点から検討しているところであり、平成 24 年度は「知的財産活用研修」の運営外注を試行的に実施。(再掲)

- 各研修について、より実践的な能力の習得を図るための科目の見直し、討論形式の科目の導入、アンケート結果に基づく講師の選定等、審査官経験を有する者の積極的な講師任用等の質的向上を図り、受講生の満足度の向上に努めた。
- 知的財産推進計画 2012 を始めとする政府施策において、我が国技術の標準化を担う人材の育成が求められているところ、知的財産研修(初級)のカリキュラムに新たに「知的財産と標準化」の科目を新設し、グローバル競争の中で勝ち抜くための知財の標準化戦略の講義を実施、我が国の産業行政を担う行政機関や研究開発を担う独立行政法人の受講者に対して、技術標準化の重要性、戦略に関する理解を深めた。(再掲)
- 各研修の受講者は、募集の段階で民間又は行政機関において工業所有権業務に従事している者に限られており、各研修で習得した知識や実務能力は、受講生の所属機関における知財関連業務で活用され、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、結果として特許審査の迅速化等に貢献。「2013 年には審査順番待ち期間について 11 か月 (FA11) を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、特許庁の政策目標達成に寄与。

(単位：月)

年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY
FA 期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1

○研修施設(教室)の稼働率は、情報・研修館が実施する研修全体で年間平均 73%に達している。繁忙期には、一時的に教室が不足するケースも発生しており、その場合には外

・知的財産人材育成推進協議会に参加して他の機関との連携を強化しつつ、民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進する。

・研修生に対するアンケートで、80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。

部教室を借りることで対応している。

○民間機関等で構成する「知的財産人材育成推進協議会」の事務局として、民間機関の有識者を講師として招いて「経営と知財」を焦点にしたオープンセミナーを開催。

- ・開催回数 3回（平成23年度 3回）
- ・延べ参加者数 365名（平成23年度 450名）

○平成24年1月に取りまとめられた「知財人財育成プラン」（知的財産戦略本部）において、知財活用・マネジメント人材の育成、グローバル人材の育成が重要施策として提言されていることを踏まえ、セミナーの共通テーマを「グローバルな知財活用人材の育成」とし、政府の施策と社会ニーズに応えた各セミナーを開催、97%の参加者が「非常に参考になった」「参考になった」と回答し、参加者の満足度は極めて高いものとなった。

○同セミナーの実施経費は協議会参加各機関の分担により実施。

○知的財産人材育成推進協議会及び作業部会を4回開催し、民間の主要な知的財産人材育成機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進。

○知的財産推進計画2013に対して政策提言を行うため、「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」（知的財産戦略本部）の動向を踏まえつつ、協議会事務局として政策提言の素案を作成の上、提言をとりまとめ、知的財産推進計画2013のパブリックコメントに対応して政策提言を実施。

○研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価』を得ており、多くの研修では100%を獲得。

- ・特許審査基準討論研修（第1回、第2回） 100%（平成23年度100%）
- ・特許審査基準討論研修（第3回） 92%（平成23年度100%）
- ・意匠審査基準討論研修 100%（平成23年度100%）
- ・意匠拒絶理由通知応答研修 93%（平成23年度100%）
- ・検索エキスパート研修（上級）（全3回） 100%
（平成23年度88%、98%、100%）
- ・検索エキスパート研修（意匠） 100%（平成23年度100%）
- ・特許調査実践研修 95%（平成23年度94%）
- ・第1回知的財産活用検討研修（活用検討コース） 88%（平成23年度93%）
- ・第2回知的財産活用検討研修（活用検討コース） 100%（平成23年度100%）
- ・知的財産活用検討研修（検索コース）（全2回） 100%
- ・知的財産権研修（初級）（全4回） 100%（平成23年度100%）
- ・知的財産権研修（産学官連携） 100%（平成23年度100%）

4. 情報通信技術を活用した学習機会の提供

特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。

【24年度計画の主なポイント】

・開発済みのeラーニング学習教材を特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供可能な教材を外部の知的財産関連人材に提供する。

・社会ニーズに応じて利用性の向上を図るとともに、学習教材を改訂分を含め2コンテンツ以上開発する。

・日米欧中韓の五大特許庁向けに開発済みの11コンテンツを特許庁、情報・研修館、欧州特許庁、米国特許商標庁、韓国特許庁、中国国

【評価】

○eラーニング学習教材について、中期計画を達成するために当初予定していた累計6コンテンツを上回るペースで充実化しており、中期計画を上回る取組として評価できる。特に、中国に関するコンテンツの充実はニーズも高く、重要である。

【実績】

○開発済みの53コンテンツを特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供が可能な40コンテンツを外部の知的財産関連人材へ提供を実施。

○平成23年度に実施したシステム更新に加え、平成24年度においてもコンテンツの充実化等を図ったことにより、年間視聴回数が8,246回となり、ユーザーからは好評を得ている。

・年間視聴回数 8,246回（平成23年度 7,817回）

○平成24年度は、以下の7コンテンツを開発したことにより、第3期中期目標期間における開発コンテンツの累計は8コンテンツとなり、中期計画を達成するために当初予定していた累計6コンテンツを上回った。

・産業財産権制度の所管官庁である特許庁と情報・研修館の強みを活かし、制度や基準の運用に関するコンテンツであって、出願・権利化業務を担当する民間の知財担当者にとって極めて関心度の高い「特許・実用新案審査基準の概要1、2」を開発（日本語版、英語版）し、質の高い出願や有効な権利化につながる自己研鑽の機会を提供。

・中国に対する特許出願が急増するなど中国の特許制度に対する関心が高まっていることを踏まえ、中国の知財人材育成機関と協力し、中国の専利法に関するコンテンツを新たに掲載。

・国家公務員である特許庁職員のコンプライアンス意識の向上が求められているところ、国家公務員倫理週間が実施された12月にあわせて「事例で学ぶ倫理法・倫理規程〈Vol.7〉」を新たに掲載。

・その他、「産業財産権の現状と課題」を掲載。

○日米欧中韓の五大特許庁向けに開発済み教材11コンテンツを、日本国特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁（EPO）職員、米国特許商標庁（USPTO）職員に提供。

※韓国特許庁（KIPO）及び中国知識産権局（SIPO）は、提供を希望しないとのこと

<p>家知識産権局職員に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開可能な研修教材をホームページで公開し、利用者の利便性を図る。 	<p>あったため、提供をしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査業務実施者育成研修、検索エキスパート研修（上級）、知的財産活用研修（検索コース）で使用する教材のうち公開可能な6教材をホームページで公開。 ○産業財産権制度に関する基礎研究を活発にするため、制度に関する資料の解析・紹介や学術的な研究発表の場の提供を行う「特許研究」誌を編集・発行しホームページ掲載、関係機関等に配布するとともに、英語版を作成しホームページ掲載。
<p>5. 人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援</p> <p>知的財産権に関する実践的な知識及び経験を備えた人材の育成に資するため、知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報や資料の整備、提供を行うこと等により、実践的な能力構築を支援する。</p> <p>【24年度計画の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に資する資料を作成・編集し、ホームページでの公開を含めた効率的な提供方法を検討し、準備の整ったものから順次提供する。 ・明日の産業人材である専門高校及び高等専門学校において知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発を推進する事業を実施し、将来の制度ユーザーの拡大を図る。 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「明日の産業人材育成」としての高校、高専での知財人材の育成は、極めて重要な取組である。指宿商業高校の事例は知財が地域経済の活性化に寄与しうることを示す事例であり、このような取組の増加を期待したい。 ○パテントコンテストの実施は重要である。コンテスト応募者が「将来はこんな人になりたい」と具体的にイメージし憧れるようなロールモデルを分かりやすく示せると良いのではないか。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校等で知的財産の指導を行っている現役の教員を委員として招聘し、「知的財産に関する学習用資料の作成に関する調査研究」を実施。 ○調査研究の成果として、知的財産を初めて学ぶ初心者であっても、知的財産に対する興味がわき、知的財産の重要性や制度の概要を分かりやすく理解できる新たな人材育成用資料「知的創造活動と知的財産」を作成。また、教員など本ブックレットを活用して知財の指導をする者向けに、本ブックレットの内容を解説した「活用の手引き」も作成。 ○作成したブックレットの「本編」と「活用の手引き」は、初心者向けであり学校や企業を問わず広く普及し利用されることが期待される一方、普及に要するコストの削減を図るため、冊子配布はせず情報・研修館ホームページで公開、ユーザーがいつでも自由にダウンロードして利用できるようにした。 ○「明日の産業人材を育成する」という目的に沿い「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を実施。開発推進校として選定した100校に対し、ものづくり体験を通じた知的財産権制度の理解促進、権利の取得と活用の実践体験を支援。 ○一部の開発推進校では地域経済界の協力に後押しされ、株式会社の設立と商品の開発・販売を実践するなど、学校の自律的取組の第一歩を踏み出した。 ○参加校の実践的な取組の成果をPRするとともに、参加校のモチベーション向上と人材育

<p>・明日の産業人材である高校、高等専門学校、大学等の学生及び生徒を対象に、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを実施する。</p>	<p>成効果を期待して、先進的な取組を実施している一部の学校は「さんフェア岡山」に出展し、発表を実施。</p> <p>○事業の実施に際しては業務の効率化を図るため、事業説明会、地域別研究会、中間報告会、成果展示・発表会、年時報告会等の実施にあたり民間事業者を活用。</p> <p>○知的財産マインドの醸成、知的財産権制度への理解促進を目的に、高校生、高等専門学校生及び大学生等学生を対象としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを文科省、特許庁、日本弁理士会との共催により実施。平成24年度は過去最高の応募数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パテントコンテスト応募件数 428件（平成23年度341件） ・うち、特許出願支援対象の選定 19件（平成23年度21件） ・デザインパテントコンテスト応募件数 252件（平成23年度171件） ・うち、意匠登録出願支援対象の選定 32件（平成23年度29件） <p>○出願支援対象受賞者を表彰する表彰式は、情報・研修館で実施した「国際知的財産活用フォーラム」と同時開催とし、過去の表彰者を招いて権利化された発明内容のプレゼンを行うなど、コンテストの応募者やその関係者だけではなくフォーラムの参加者等、企業や大学等の知財関係者に学生の優れた発明・創作物をPRした。国際知的財産活用フォーラムの参加者アンケートにおいても、「(パテントコンテストのことを)初めて知った」との回答があった。</p> <p>○新たに「選考委員長特別賞」、「特許庁長官賞」を設け、コンテスト応募者の栄誉を褒め称え、知財の活用を見据えた更なる活躍を期すとともに、コンテストや知的財産権活用に関する社会的注目度を高めた。</p>
<p>6. 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>経済のグローバル化の進展に伴い、国際的に知的財産が適切に保護される環境の整備が世界的な課題となっている中、特許審査ハイウェイ、PCT等各国特許庁の国際分業が進み、人材育成の一層の国際協力の必要性が高まっていることにかんがみ、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を推進する。</p>	<p>【評価】</p> <p>○日中韓の知財関連機関の協力態勢強化、ノウハウの共有、専門人材育成の重要性は益々高まると考えられ、長期的視野にたった拡充が必要と思われる。</p>

【24年度計画の主なポイント】

- ・ 中国や韓国を始めとしたアジアの知的財産人材育成機関間の会合の開催等、知的財産人材育成に関する情報交換及び相互協力を推進する。
- ・ 協力覚書に基づき、中国、韓国とそれぞれ共同研修の開催を行う。
- ・ WIPO・GNIPAの会合を日本で開催し、情報・研修館の取組を発信するなど、グローバルな観点から人材育成機関との情報交換を深める。

【実績】

- 第3回日中韓人材育成機関長会合（平成24年9月中国）を開催、各機関の取組状況についての情報交換及び今後の三機関の協力事項についての討議を実施。機関長会合にあわせた共同セミナーの実施、研修テキストやeラーニング教材の交換を進めること等を合意。
- 第6回日中人材育成機関間連携会合（平成24年9月中国）に参加し、今後の協力事項についての討議を行うとともに、互いの有するeラーニング教材の交換を実施。受け取った中国の特許法を説明する教材については、情報・研修館のeラーニングシステムを通じ、特許庁、情報・研修館職員及び外部の知的財産関連人材へ提供。
- 日中韓の協力覚書に基づき、中国において「三機関の有するeラーニングシステムについて」をテーマに第1回日中韓連携セミナーを開催。情報・研修館のeラーニングシステムを紹介し、そのメリットをPR。
- 日中の協力関係に基づき、中国において「平成23年度特許法改正について」をテーマに第2回日中連携セミナーを開催。我が国の最新の特許法に関する中国実務者の理解を促進した。
- WIPOとの協力のもとに東京で開催予定のGNIPA（Global Network of IP Academy）シンポジウムがWIPOの意向により延期。WIPOとの調整の上、WIPO・GNIPA会合を平成25年5月に開催することとし、会合の運営支援業務についての入札手続等、会合の準備を実施。

3. 業務運営の効率化

評価結果	B（質・量の両面において中期計画を着実に達成） 19年度：B、20年度：B、21年度：A、22年度：A、23年度：A
評価のポイント	<p>○給与水準の適正化及び人件費の削減、一般管理費及び業務経費の効率化、契約の透明性確保などの取組が着実に進んでおり、業務運営は効率化されている。</p> <p>○随意契約件数が昨年度と比較して増加した点は、特殊事情が認められ問題視する必要はないと考えるが、随意契約等見直し計画の達成に向けた更なる取組を期待する。</p>

<総論>

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成24年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
<p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>・利用者ニーズ、新たな政策課題、重点項目、業務量等の変動に応じて、人員配置及び組織等の見直しを的確かつ機動的に行う。</p> <p>・民間事業者との協力・連携を効果的に図ると</p>	<p>【評価】</p> <p>○異なる事業部のイベントの同時併催や民間事業者の活用など業務の効果的な実施に工夫があった点は中期計画を上回る取組として高く評価する。</p> <p>○海外知的財産プロデューサー事業において、インターンシップ形式で弁理士を受け入れた点は、弁理士に対して中小企業支援のスキルを向上させる研修が日本弁理士会にて企画されているところでもあり、今後の数的・質的向上を期待したい。</p> <p>【実績】</p> <p>○新たな政策課題等に機動的に対応するため、各部の業務内容及び業務量を常に精査し、人員配置の見直しを的確に実施。特に、特許庁業務・システム最適化計画の改定に関する動向を踏まえ、情報・研修館において新たに整備することが求められた「新包装袋管理システムの構築」及び「諸外国特許庁との特許情報の交換に係るメディアレス化」に対応する必要が生じた情報管理部の人員を補強。</p> <p>○業務の効果的な実施の観点から、これまで異なる事業部において別々に開催されてきた「国際知的財産活用フォーラム」と「パテントコンテスト／デザインパテントコンテスト表彰式」の運営方法を見直し、同時併催とすることでフォーラムに参加する産業界に対し、明日の知財を担う産業人材たる学生及び生徒の取組に直接触れる場を提供。</p> <p>○「海外知的財産プロデューサー事業」において、日本弁理士会と連携し、同会が推薦す</p>

<p>ともに、業務内容に応じて外部人材の活用を積極的に進める。</p>	<p>る弁理士（1名）を受入れ、海外知的財産プロデューサーの活動に係る支援業務に従事させ、当該事業への外部人材の活用と同時に弁理士の能力向上を試行。</p> <p>○平成24年度まで情報・研修館が民間団体等の協力を得て主催してきた特許情報検索に携わる者の能力評価とインセンティブ向上を目的とした「特許検索競技大会」について、その運営ノウハウを民間機関等に伝授し、平成25年度以降は民間機関が主催する運営方式に転換。情報・研修館の関与と負担を最小限にした形でその目的達成を可能とする体制を構築。</p>												
<p>2. 業務・システムの最適化</p> <p>・業務運営の合理化に向け、「特許庁業務・システム最適化計画」見直しの動向を踏まえつつ、情報・研修館システムへの影響について検証を行うとともに所要の調整を図る。</p>	<p>【実績】</p> <p>○「特許庁業務・システム最適化計画」が平成25年3月15日に改訂されたことを踏まえ、情報・研修館の業務・システムの見直しの検討に着手し、一部その方向性を平成25年度計画に反映。</p>												
<p>3. 業務の適正化</p> <p>・予算・設備等の資源配分の見直し等により業務の効率化を進め、一般管理費について中期目標期間終了時まで中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の効率化、業務経費について期間中平均で前年度比1%程度の効率化を行う。</p>	<p>【評価】</p> <p>○経費の節減が着実に行われている。一般管理費の削減目標水準を上回る成果が現れており、評価できる。</p> <p>○特に一般管理費（役員等人件費を除く）については前年度比26%削減と大きな効果を上げており、役員等人件費を含めた額でも中期計画を上回るペースでの削減を行ったものとして評価する。</p> <p>【実績】</p> <p>○平成24年度予算について、業務改善や調達コストの削減等に取り組むため、予算編成過程において効率化の削減目標を反映。特に、一般管理費については前年度の執行状況も踏まえ、一般管理費削減目標を前倒し、大幅な効率化を実施。</p> <table border="1" data-bbox="862 1244 2038 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度予算</th> <th>24年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>398,651千円</td> <td>349,753千円（▲12.3%）</td> </tr> <tr> <td>一般管理費（役員等人件費除く）</td> <td>188,118千円</td> <td>139,220千円（▲26.0%）</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,487,003千円</td> <td>8,436,856千円（▲0.6%）</td> </tr> </tbody> </table>		23年度予算	24年度予算	一般管理費	398,651千円	349,753千円（▲12.3%）	一般管理費（役員等人件費除く）	188,118千円	139,220千円（▲26.0%）	業務経費	8,487,003千円	8,436,856千円（▲0.6%）
	23年度予算	24年度予算											
一般管理費	398,651千円	349,753千円（▲12.3%）											
一般管理費（役員等人件費除く）	188,118千円	139,220千円（▲26.0%）											
業務経費	8,487,003千円	8,436,856千円（▲0.6%）											

	<ul style="list-style-type: none"> ○外部倉庫にて保管・管理している紙公報（平成4年以前の電子データがない公報で、永久保管対象の内国公報7,322箱）の一部について、平成24年度から箱の中身を画像データ化して管理する画像情報システムの運用を開始し、紙公報の出納の効率化を実施。（再掲） ○工業所有権情報の保管期間に関する規程を制定し、定められた保管期間を経過している蓄積済電子記録媒体約24,000本を廃棄し、保管スペースの大幅な削減を実施。 ○特許庁の審査・審判関係資料の収集にあたっては、資料の無駄な重複の排除や経済性を追求した調達手法の採用など、精査した収集・調達を実施。平成24年度においては、特許庁と協議の上、発行元のWeb版から閲覧可能な技術文献については、Web版で参照することとして紙媒体の購入を取り止め、経費を節減（約28%減）。（再掲）
<p>4. 内部統制</p> <p>・ 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用し、内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監事監査の機会に法人リスクの洗い出しが行われ、具体的な課題の特定とその対策が検討されている。 ○現代社会は今まで想定外で検討してこなかった多種多様なリスクにさらされており、どこまで検討したらいいのか非常に悩ましいが、BCPという観点から取り組む必要がある。情報・研修館においても重要な柱であるIPDL業務について災害から復旧までの所要時間と作業内容を調査・整理した点は評価できる。 ○内部統制強化の観点から運営会議を定期的を実施することに加えて、ソーシャルメディアガイドラインの作成を含む法人リスク対策への取組をタイムリーに行うなど、理事長を中心とした内部統制の充実強化が図られている。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性確保を目的とする内部統制強化の観点から、理事長以下全役員及び部長以上が出席する運営会議を毎月開催し、各事業の進捗、目標の達成状況の管理と事業進捗を阻害する要因を洗い出し、速やかに対応する体制を整備済み。 ○理事長は、上記運営会議のほか、毎週開催の定例会議、契約審査委員会等において、適時、情報・研修館の課題、目標及びミッションの周知徹底、リスク要因の除去に向けた指示を実施。 ○上記の日常的な活動に加え、平成24年度は7月、1月及び3月の計3回異なる視点から各事業部に対して理事長ヒアリングを実施し、内部統制がより有効に機能するよう努めた。

- ・7月 業務改善課題の抽出と対応策の検討
- ・1月 各事業部の成果と中期的な業務展望、課題の把握
- ・3月 最適化計画改定を踏まえた次年度計画の方針調整

- 特許庁からの要請により年度途中に急ぎょ決定した、年度内を期限とする経済産業省別館からの執務室及び研修教室の移転に際し、理事長自らが移転候補物件に足を運び、環境と作業動線等を確認するなど速やかな行動と陣頭指揮によって、正式要請が10月と極めて差し迫ったものであったにもかかわらず、3月末までに移転を無事完了。当該移転により、特許特別会計全体としての費用の削減、組織配置の更なる集約化、執務スペースを圧縮する中での職場環境改善の3点を同時に実現。
- 法人ミッション及び組織運営方針の周知徹底のため、引き続き全職員に対する年頭訓示、時宜に応じた文書による理事長メッセージの全職員への発出（4/2年度計画の着実な遂行と目標達成に向けて、4/10人事評価における組織目標、個人目標及び年度計画とのリンクage、9/4業務改善ヒアリングを踏まえた下期の活動に関する指示）、新規採用（新規異動）職員を対象とした業務説明会（年2回）での講話等を通じ、問題意識共有化のための職員とのコミュニケーション強化に努めている。
- コンパクトな組織である情報・研修館の特性を踏まえ、引き続きあらゆる機会を活用して個々の現場職員とのコミュニケーションに努めるとともに、平成24年度は女性職員との懇談の機会を設定し、「女性と男性がともに活躍する活力ある職場」づくりについて意見交換を実施。
- 監事監査の機会を活用し、監事の指導・助言を仰ぎながら、法人リスクの洗い出しとその対応策を検討。法人の特性を踏まえ、リスクの定義に「知的財産権の保護」を法令遵守の具体的な事例として明示的に規定するとともに、重大な事象発生時の監事への報告義務を明確化、リスク管理関連文書（情報セキュリティポリシー、防災対応等）との階層整除を図ったほか、リスク管理基本方針を規程に盛り込んだ。また、情報・研修館業務の重要な柱である特許電子図書館（IPDL）業務の災害レベルごとに想定される災害発生から復旧までの所要期間と作業内容を調査・整理。さらに、ソーシャルメディアの利用が拡大する中で、私的利用が情報・研修館業務や役職員個人に予期せざるリスクをもたらすことを未然に防止するため、「情報・研修館ソーシャルメディアガイドライン」を新たに策定、役職員に対し注意喚起を実施。
- 監事は、情報・研修館の業務及び会計の適正かつ効率的な運営の確保を目的に「監事監査要綱」に則って毎年度監査方針及び監査計画書を作成し監査を実施、監査結果を理事長にフィードバックしている。監事監査報告書については、情報・研修館内の全部署に供覧し、館内周知をはかっている。監事には重要事項を審議する運営会議の構成員として毎月会議に出席し、意見を述べる権能を付与。なお、監事監査においては、理事長の

	<p>マネジメント等について問題となる点はない旨の報告を得ている。</p> <ul style="list-style-type: none">○引き続き、外部委員を主体とした契約監視委員会を必要に応じて開催し、契約の競争性、透明性の確保に努めている。○「情報セキュリティポリシー」に基づく監査を実施、監査結果を情報セキュリティ委員会で検討。○サイバー攻撃や標的型メールへの警戒について注意喚起を実施。○情報セキュリティに関する教育として研修を実施するとともに、標的型メール配信による訓練を実施。
--	---

<入札・契約に関する事項>

個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準	平成24年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）
1. 入札・契約の適正化	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約件数が増加しているが、経済産業省別館庁舎からの移転要請への対応という特殊事情が認められ、特段に問題視する必要はないと考える。ただし、前年度と比較して数値が悪化し、随意契約等見直し計画に対して未達成となっているため、計画達成に向けた今後の更なる取組が期待される。 ○ 一者応札・応募案件について前年度比2件の減少で平成24年度は1件となったことに加え、一定の関係を有する法人との契約に関する情報、公益法人に対する支出に関する情報開示を開始するなど、契約の適正化・透明性向上に対する一定の努力が継続されている点は評価できる。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（参考1）乃至（参考8）を参照
2. 官民競争入札等の活用	○該当なし
3. 公益法人等に対する支出の適正化	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の関係を有する法人との契約に関する情報、公益法人に対する支出に関する情報開示を開始するなど、契約の適正化・透明性向上に対する一定の努力が継続されている点は評価できる。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（参考6）及び（参考7）を参照

(参考1) 契約に係る公表の基準の整備及び実施状況

○「契約事務取扱要領」第30条の2において、「公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)」に準じて契約に係る情報の公表の基準を定め、これに基づき、契約情報を期限内に情報・研修館ホームページに公表。

【独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領】

(契約に係る情報の公表)

第30条の2 契約担当職等は、契約(予定価格が第24条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないものは除く)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内)に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 物品等又は役務の名称及び数量

二 契約担当職等の氏名並びにその所属する名称及び住所

三 契約締結日

四 契約の相手方の氏名及び住所

五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く)。

六 契約金額

七 予定価格(公表したとしても、それらの契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は、情報・研修館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る)。

八 落札率(契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く)。

九 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載する)。

十 情報・研修館の主務省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に情報・研修館の常勤職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

十一 その他必要と認められる事項

○また、政府の要請等に従い、「経済産業省行政支出見直し計画」(平成21年3月)を踏まえた公益法人等への契約による支出状況、「随意契約見直し計画」(平成22年4月)に基づく当該計画のフォローアップ状況、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月)に基づく一定の関係を有する法人との取引等の状況、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月)に基づき、公益法人に対する支出状況を情報・研修館ホームページにおいて公表。

<p>(参考2) 契約に係る規程類の整備・公表状況及び当該規程類の適切性</p>	<p>○少額随意契約の基準額、競争入札に関する入札公告期間、予定価格の作成等、契約に係る規程類は国と同様の規定となっており、「会計規程 第5章 契約」及び「契約事務取扱要領」を情報・研修館ホームページに掲載して契約関係の規程を公表。</p>
<p>(参考3) 契約の適正実施確保のための取組状況</p>	<p>○契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い、総務部契約担当部署へ契約依頼、理事長が決裁を実施。契約審査委員会等で事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部署と契約担当部署を切り離すことで相互けん制を企図。法人の長（理事長）は、契約審査委員会の委員長として契約の事前審査の最終判断を実施。</p> <p>○契約に関する重要事項を審査するため、理事長を委員長とする契約審査委員会を13回開催し、30件の契約案件の審査を実施。</p> <p>○政府調達案件及び総合評価落札方式による調達を行う際には、総務部長を委員長とする物品等調達審査委員会を開催し、仕様等についての審査を実施（14回開催、20件の契約案件の審査）。</p> <p>○総合評価落札方式又は公募による調達において事業者の選定をするにあたっては、外部委員を起用した技術審査委員会等を開催し、審査を実施。</p> <p>○「行政支出見直し計画（21年6月）」に基づき、物品調達情報についてはホームページ等への掲載及び事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、必要に応じて説明会を開催することで入札参加機会の拡大を図り、説明会から提案書締切りまでの期間を十分に確保するなど、事業者が計画的に提案を行えるような運用を実施。</p> <p>○「随意契約等見直し計画」の厳正な実施を徹底するため、学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者を委員とする契約監視委員会を開催（2回）。平成23年度までに点検を実施した随意契約、一者応札・一者応募案件についてフォローアップを実施。平成24年度の契約状況について、複数応札・応募の案件が増加傾向と改善の傾向が見られることを確認。一方、「競争性のない随意契約」は11件となり、前年度より8件増加したが、経済産業省別館から執務室及び研修教室の移転が緊急要請されたことに伴い執務室等の賃貸借契約等、移転に係るやむを得ない随意契約が発生したためであり、それ以外の4件は既存システムとの整合性が必要であることから随意契約見直し計画策定時に随意契約によることがやむを得ないと整理された契約のみであり、契約監視委員会において11件についての随意契約理由及び金額の妥当性について特段の指摘事項はなかった。</p> <p>○監事は、契約監視委員会の委員として契約点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況を聴取。</p> <p>○監査計画に基づき監事監査を実施し、契約担当職員から契約の実施状況等について聴取。</p>

(参考4) 平成24年度に締結した契約の状況

(単位: 件、百万円、%)

	平成23年度			平成24年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	50	6,808	67%	36	650	62%
企画競争・公募	13	70		15	143	
随意契約	3	587		11	1,281	
合計	66	7,466		62	2,073	
随意契約の割合	4.5%	7.9%		17.7%	61.8%	

- 平成24年度においても原則として競争性のある契約による調達を実施し、「随意契約等見直し計画」において真にやむを得ないものとして整理した契約以外については競争性のある契約による調達を実施。なお、随意契約を締結した11件の内訳は(参考5)のとおり。
- 随意契約件数は、平成23年度の3件から増加したが、経済産業省別館から執務室及び研修教室の移転が緊急要請されたことに伴い執務室等の賃貸借契約等、移転に係るやむを得ない随意契約が発生したためであり、それ以外の4件は既存システムとの整合性が必要であることから随意契約見直し計画策定時に随意契約によることがやむを得ないと整理された契約である。
- 随意契約理由及び随意契約金額の妥当性については契約監視委員会において点検を実施。特段の指摘はなし。

(件数ベース、単位:件)

応札(応募)者	一般競争入札		指名競争入札		企画競争		公募		合計	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
二者以上	47	35	—	—	13	15	—	—	60	50
一者	3	1	—	—	0	0	—	—	3	1
合計	50	36	—	—	13	15	—	—	63	51
一者の割合	6.0%	2.8%	—	—	0%	0%	—	—	4.8%	2.0%

(金額ベース、単位:千円)

応札(応募)者	一般競争入札		指名競争入札		企画競争		公募		合計	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
二者以上	5,781,261	462,057	—	—	69,816	142,855	—	—	5,851,077	604,912
一者	1,027,235	187,478	—	—	—	—	—	—	1,027,235	187,478
合計	6,808,496	649,534	—	—	69,816	142,855	—	—	6,878,312	792,390
一者の割合	15.1%	28.9%	—	—	0%	0%	—	—	15.0%	23.7%

- 一者応札・応募の件数割合は前年度から減少。(4.8%→2.0%、3件→1件)
- 金額ベースでも1,027百万円から187百万円へと大幅に減少。金額割合は23.7%と増加したが、平成24年度における契約総金額が大幅に減少したことによるものである。
- 平成24年度において一者応札となった1件は、一般競争入札(総合評価落札方式)で調達を行ったところ二者から応札があったが、うち一者が仕様書で指定する要求事項を満たさなかったため失格となり、結果として一者応札となったものである。
- 一般競争入札等の実施に当たっては、事業者の入札機会の拡大を図るため、可能な限り説明会を実施し、原則、説明会から入札等の締切りまでの期間の十分な確保(10日間以上、総合評価方式等の提案書を作成する案件については、同期間を14日以上)、仕様書条件の見直し、一事業で相乗効果の期待できない複数事業を実施しているものについて、事業を分割し複数の契約とする見直しを実施。
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「取引関係の見直し」も踏まえ、引き続き競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、

	<p>これまでに一者応札・応募となった契約の次回の契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し等に取り組む。</p> <p>○一般競争入札 36 件のうち、落札率が 95%以上となった契約は 4 件（前年度 7 件）。落札率が高かった契約は、過去の契約実績を元に予定価格を作成したところ、応札者が同様の想定で応札した結果、予定価格と落札価格の差が生じなかったためと推察。</p>															
<p>（参考 5）随意契約によらざるを得ない契約の内訳</p>	<p>○情報システム関連業務（4 件、806,597 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン電子出願ソフトウェアの改造、特実公報システムの改造、意商審公報システム、包袋管理システムの改造であり、既存システムとの互換性確保のため随意契約とせざるを得なかったもの（4 件） <p>○経済産業省からの移転関連（7 件、474,425 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転先の選定にあたり、賃貸借可能時期、利便性、賃借料の観点から所要の調査を行い、最適かつ最低価格であった事業者と随意契約せざるを得なかったもの（1 件） ・移転先の賃貸借約款に基づく指定事業者と契約を締結する必要があり、随意契約とせざるを得なかったもの（2 件） ・移転にあたり、ネットワーク・機器等の設定変更等の環境整備を行うものであり、それぞれのネットワーク・機器等の供給者である既存事業者と随意契約せざるを得なかったもの（3 件） 															
<p>（参考 6）関係法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等）との契約の状況</p>	<p style="text-align: right;">（単位：千円、%）</p> <table border="1" data-bbox="611 919 2114 1152"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">法人名称</th> <th rowspan="2">総事業収入金額</th> <th colspan="3">独立行政法人の発注等による収入金額（割合）</th> </tr> <tr> <th>競争入札</th> <th>企画競争・公募</th> <th>随意契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連公益法人等</td> <td>一般財団法人 日本特許情報機構</td> <td>5,271,213</td> <td>4,291,865 (81.4%)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「独立行政法人の発注等による収入金額（割合）」は、関係法人の総事業収入金額に占める独立行政法人との契約金額（契約形態ごと）の割合を記載</p> <p>※詳細は、連結財務諸表の附属明細書を参照</p> <p>○平成 24 年度における関連公益法人との契約は 2 件。全て一般競争入札（複数応札）であり、当該法人と</p>	区分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額（割合）			競争入札	企画競争・公募	随意契約	関連公益法人等	一般財団法人 日本特許情報機構	5,271,213	4,291,865 (81.4%)	—	—
区分	法人名称				総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額（割合）										
		競争入札	企画競争・公募	随意契約												
関連公益法人等	一般財団法人 日本特許情報機構	5,271,213	4,291,865 (81.4%)	—	—											

の随意契約はない。

○関連法人との契約関係改善で目指すところは特定法人への集中度の削減ではなく、契約の競争性と透明性の確保であり、一般競争入札等の実施にあたっては、事業者の入札機会の拡大を図るため、可能な限り説明会を実施し、原則、説明会から入札等の締切りまでの期間の十分な確保（10日間以上、総合評価方式等の提案書を作成する案件については、同期間を14日以上）、仕様書条件の見直し、一事業で相乗効果の期待できない複数事業を実施しているものについて、事業を分割し複数の契約とする等の取組を実施。その結果として、平成24年度においては、当該法人の事業収入の金額のうち、情報・研修館からの発注等に係る金額は減少（22年度6,914,800千円、23年度5,094,144千円、24年度4,291,865千円）。

○「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「取引関係の見直し」も踏まえ、これらの事業の次回の契約更改時には、契約監視委員会の点検結果に基づき、より一層の競争性の確保に向けて、適正な事業規模に分割した上での調達、一般競争入札（総合評価落札方式）の拡大等、さらなる調達改革に取り組む。

○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、平成23年7月以降「独立行政法人と一定の関係を有する法人」と新たに契約を締結する場合には、当該法人との再就職及び取引等の状況の公表を行うこととされているが、平成24年度において該当する契約は2件あり、公表すべき情報については情報・研修館ホームページにおいて公表済み。

（参考7）公益法人に対する支出状況

（単位：法人、件、千円）

区分		平成23年度			平成24年度		
		法人数	件数	金額	法人数	件数	金額
契約支出	競争入札	1	1	896,743	—	—	—
	随意契約 （企画競争）	1	1	1,680	1	1	1,764
契約以外の支出		2	2	326	—	—	—
合計		4	4	898,749	1	1	1,764

※「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、公表される支出状況を記載

※金額欄は、契約支出にあつては契約金額又は調達予定総額を、契約以外の支出にあつては支出額を記載

○平成 24 年度における「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき公表される公益法人に対する支出は以下の 1 件が該当。支出する理由が認められ、また、複数応募による競争性が確保されている。契約監視委員会においても点検を実施しており、特段の指摘はなかった。

・財団法人霞山会東亜学院

（支出理由）情報・研修館において受講者に直接語学研修を実施するために人的資源を配分するよりも、外部で既に確立されている語学研修を利用することが効率的かつ効果的である。

（競争性）費用対効果を勘案し研修効果の高い提案を採択する企画競争を実施しており、調達方式について一定の競争性は確保されているものと認められる。平成 24 年度の調達においては当該法人を含む三者から応募があり、従来から複数応募による競争性が確保されている。また、契約先の選定プロセスについても外部委員を含む公募選考委員会において企画提案書の審査を行い、「講師の充実」及び「運営体制」に関する評価項目において他社より高い評価を得て最高点を獲得した当該法人を契約先として選定していることから適正に行われているものと認められる。

（今後の対応）引き続き、応募期間に余裕をもった期日の設定、より一層の事業周知に努めること等により、今後とも応募者の確保に努め、競争性を担保していく。

○平成 24 年度における「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部）に基づき公表される公益法人等への会費支出は以下の 1 件が該当。会費を支出する理由が認められ、会費支出によって会費支出額以上の便益が得られており、次年度以降も引き続き支出予定。

・一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会 支出額 100,000 円

（支出理由）同協会が実施する TOEIC テストの受験料割引を受けるため。

（便 益）平成 24 年度においては 263 名が TOEIC を受験し、受験料は合計 786,370 円（非会員の場合は 1,062,520 円）。年会費 100,000 円に対し、276,150 円分の便益があった。

(参考8) 契約監視委員会の開催状況

<委員> (平成25年3月31日時点)

小林 幸夫 弁護士・弁理士
田中 昌利 独立行政法人工業所有権情報・研修館監事
西澤 昭夫 東北大学大学院経済学研究科教授
萩原 恒昭 日本知的財産協会参与
原田 忠昭 独立行政法人工業所有権情報・研修館監事

<平成24年度開催状況>

平成24年7月27日 平成24年度第1回

概要：平成23年度支出に係る公益法人に対する支出の点検・見直し

平成25年3月25日 平成24年度第2回

概要：「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップ

平成24年度契約状況の点検

平成24年度支出に係る公益法人に対する支出の点検・見直し

< 役職員の給与等に関する事項 >

個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準	平成24年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）				
役職員の給与等の水準の適正化	【評価】 ○国家公務員に準じた給与及び退職手当の減額はデリケートな作業であるが、政府の要請後に比較的早期に達成しており、これにより給与水準も国家公務員並の水準になっているものと評価する。				
(参考1) 役員の報酬等の支給状況	(単位:千円)				
		報酬等総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)
	法人の長	482	482	—	—
	法人の長	15,761	10,448	3,458	1,778(地域手当) 77(通勤手当)
	理事A	13,152	8,699	2,730	1,403(地域手当) 320(通勤手当)
	監事A(非常勤)	1,310	1,310	—	—
	監事B(非常勤)	1,310	1,310	—	—
	(参考)全独立行政法人平均(平成23年度実績)				
理事長	17,596				
理事 (一人当たり)	14,827				
監事 (一人当たり)	13,008				
(参考) 国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例 (平成24年人事院)					
行政職(一)平均	5,944				
事務次官	20,439				

(参考2) 役員報酬・人事への業績反映の仕方

【独立行政法人工業所有権情報研修館役員報酬規程】

(業績給)

第8条 業績給は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号第32条第3項）に基づき、経済産業省独立行政法人評価委員会から当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日（以下「評価結果通知日」という。）から起算して一月を超えない範囲に前年度において在職した常勤役員に対して支給する。

2 (略)

3 (略)

4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	評価結果に即した割合
A A評価	100分の10
A評価	100分の7.5
B評価	100分の5
C評価	100分の2.5
D評価	100分の零

5 常勤役員（理事長を除く。以下この項において同じ。）の業績給の額は、評価委員会の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

(参考3) 常勤役員の退職手当の支給状況

○該当なし（平成24年度は支給実績なし）

(参考4) 常勤職員の給与の支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	年間平均給与額(千円)		
			総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与
常勤職員	43	47.9	7,619	5,813	1,806
うち事務・技術	43	47.9	7,619	5,813	1,806

(注)常勤職員には在外職員等は含まない。

(参考5) 職員と国家公務員との給与水準の比較

①ラスパイレス指数の状況

<事務・技術職員>

対国家公務員(行政職(一))	113.4
地域勘案	99.5
学歴勘案	114.9
地域・学歴勘案	103.0

(※)国の給与水準を100としたときの指数

②国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

○職員全員が東京都特別区(1級地)勤務者であるため対国家公務員(行政職(一))指数は113.4となっているが、在職地域を考慮した場合、国家公務員の給与水準を下回っている(地域勘案指数99.5)。

(参考6)「行政改革の重要方針」
(平成17年12月24日閣議決定)等を踏まえた人件費改革の進捗状況等

○ 人件費削減方式を採用している。

(単位:千円)

実績	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
給与、報酬等 支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107	899,257	786,904	742,018
人件費 削減率		2.8%	△3.4%	△10.0%	△10.4%	△10.7%	△21.2%	△25.5%

(※1)「給与、報酬等支給総額」については次の考え方により算出している。

- ・平成17年度実績は、実績額710,909千円に、19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)に見合う17年度人件費推計額を加算。
- ・平成18年度実績額は、19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)を含めていない。
- ・平成19年度以降の実績額には、19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)分を含めている。

(※2) 人件費削減率は、平成17年度実績に対する削減率を示している。ただし、18年度については、19年1月1日増員分(34名)を含まない17年度実績額717,909千円に対する削減率を示している。

(※3) 人件費削減率の補正值は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。平成18年、19年、20年、21年、22年、23年、24年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%、0%である。

(※4) 人件費削減について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)では「平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させる」、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)では「人件費改革を2011年度まで継続する」とされている。

(参考7) 役職員の給与決定に関し特筆すべき事項

○ 業績評価・能力評価の評価結果を参考にし、勤勉手当及び俸給月額に反映。

<p>(参考8) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員と同程度の給与水準の維持に向け、平成24年度においては「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、労使交渉の上、平成24年5月より国家公務員と同じ給与減額措置を実施。 ○さらに、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年3月から国家公務員と同様の退職手当支給比率の引き下げ措置を実施。 ○平成19年度に職員親睦会への補助に係る規程を廃止しており、平成24年度においてもレクリエーション経費の支出はない。 ○福利厚生費については、情報・研修館職員は「国家公務員共済組合法」第124条の3の規定により同法の適用を受けるため、情報・研修館の共済事業に関する法人負担・本人負担は国家公務員と同様。国共済以外の法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断・医師、防災・医薬用品、弔事の供花であり、その他の支出はない。 ○情報・研修館における通勤手当、住居手当等諸手当に係る規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」「人事院規則」等に準拠しており、支給要件、上限額に国家公務員との差異はない。
------------------	--

4. 財務内容

<p>評価結果</p>	<p>B（質・量の両面において中期計画を着実に達成） 19年度：B、20年度：B、21年度：B、22年度：B、23年度：B</p>	
<p>評価のポイント</p>	<p>○当期純損失が▲13百万円発生しているが、減価償却費等の影響によるもので会計上不可避免的に発生するものであり、健全で問題のない財務内容と認められる。</p> <p>○また、運営費交付金債務を新たに10億円計上したが、事業に遅れや未実施が生じているものではなく、主に競争的契約による節減、予定件数の変動等により発生したものであることを踏まえれば、業務運営の効率化に向けた取組の成果という一面もある。今後は、資金の有効活用を図るべく、より有効性の高い事業に振り向けることを検討すべきである。</p>	
<p>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</p>	<p>平成24年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</p>	
<p>1. 財務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、必要に応じて外部コンサルティングの活用を行う。 ・ 「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえて作成した平成24年度予算に基づき、効果的な運営を行う。 ・ 人材育成業務において研修内容に応じた実費徴収を行うなど、事業の目的を踏まえつつ、 	<p>【評価】 ○運営費交付金債務が発生しているが、不断の努力により支出を抑える取組の成果としての側面を評価するとともに、自己収入を増額させ、過去最大額を実現した点を評価する。 ○堅実・適正な財務運営がなされている。</p> <p>【実績】 ○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人との顧問契約を締結し専門的な部分について指導・助言を受けた。 ○財務諸表については経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館のホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めている。</p> <p>○一般管理費については中期目標期間中15%程度、業務経費については前年度比1%程度の効率化を図るという目標を踏まえて第3期中期計画予算及び平成24年度予算を作成。 ○予算執行に係るヒアリング（理事長ヒアリング、総務部ヒアリング）を適宜実施するとともに、原則、毎月開催の運営会議で事業の進捗及び予算の執行状況報告を行い、事業の進捗、予算の執行状況及び効率化の達成度等の進捗管理を厳格に実施。</p> <p>○公報閲覧室における複写手数料及び民間企業等向けの研修における研修受講料については、事業の目的を踏まえつつ実費勘案相当の料金を徴収し、自己収入の確保に努めた。</p>	

<p>受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。</p>	<p>○平成 24 年度は世代交代の急速な進展に伴い、研修ニーズが急拡大した調査業務実施者育成研修について研修期間を調整し、受入能力を限界まで拡大し研修を実施したことが大きく寄与し、研修受講料収入は過去最大の 111,222 千円となり、自己収入総額は前年度比 26.9%増の 112,699 千円となった。</p> <table border="1" data-bbox="891 304 1637 491"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写手数料収入</td> <td>1,986 千円</td> <td>1,469 千円</td> </tr> <tr> <td>研修受講料収入</td> <td>86,838 千円</td> <td>111,222 千円</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>9 千円</td> <td>9 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>88,833 千円</td> <td>112,699 千円</td> </tr> </tbody> </table>		平成 23 年度	平成 24 年度	複写手数料収入	1,986 千円	1,469 千円	研修受講料収入	86,838 千円	111,222 千円	その他の収入	9 千円	9 千円	計	88,833 千円	112,699 千円
	平成 23 年度	平成 24 年度														
複写手数料収入	1,986 千円	1,469 千円														
研修受講料収入	86,838 千円	111,222 千円														
その他の収入	9 千円	9 千円														
計	88,833 千円	112,699 千円														
<p>2. 欠損金、剰余金の適正化</p>	<p>【評価】</p> <p>○当期純損失が前年度▲4 百万円から▲13 百万円へと増加しているが、これは特殊事情（経済産業省別館からの移転）によって生じた固定資産除却によるもので、特段の問題とは認められない。</p> <p>【実績】</p> <p>○当期純損失として、13 百万円を計上。</p> <p>○取得済みの固定資産に係る減価償却費の影響（△4 百万円）並びに執務室及び研修教室の移転に伴う固定資産の除却損（△9 百万円）の要因によるものであり、業務運営に問題が生じているものではない。</p>															
<p>3. 運営費交付金債務残高の適正化</p>	<p>【評価】</p> <p>○予算決算差額として約 10 億円が生じており、その主な要因として節減に日常的に取り組まれていることは高く評価できる。一方、予算決算で乖離が生じた部分については、不安定要因はぬぐえないものの、ある程度現実的な予算作成が必要ではないか。</p> <p>【実績】</p> <p>○平成 24 年度における運営費交付金債務は、単年度で 1,001,667 千円発生しており、債務残高として 2,182,757 千円を計上。平成 24 年度運営費交付金に対する割合はそれぞれ、</p>															

	<p>10.5%、22.9%となっている。</p> <p>○平成24年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施による節減（約5.7億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約2.2億円）、③その他の要因に伴う節減（約1.9億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。</p> <p>○運営費交付金債務残高については、翌事業年度以降において収益化する予定。特に、今後の課題として、特許庁業務・システム最適化計画を踏まえた情報システムの開発が情報・研修館においても発生する見込みであり、第3期中期目標期間開始当初に想定していなかった対応への財源として使用していくことも検討中。</p>															
<p>4. 保有資産の有効活用</p>	<p>【実績】</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="902 635 2029 834"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>帳簿金額</th> <th>利用状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>建物附属設備</td> <td>情報・研修館内</td> <td>104,099</td> <td>公報閲覧室、研修教室の間仕切り等で恒常的に使用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフトウェア</td> <td>情報・研修館内</td> <td>1,751,551</td> <td>電子出願ソフトウェア、公報システム等の改造に係る経費を資産計上。ソフトウェアは恒常的に使用。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「独立行政法人整理合理化計画」で処分するとされた資産は該当なく、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）の「不要資産の抜本的直し」に言及ある福利厚生施設等の資産は保有していない。</p> <p>○資金運用は短期的な金融機関への預金のみ。</p>	用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等		建物附属設備	情報・研修館内	104,099	公報閲覧室、研修教室の間仕切り等で恒常的に使用		ソフトウェア	情報・研修館内	1,751,551	電子出願ソフトウェア、公報システム等の改造に係る経費を資産計上。ソフトウェアは恒常的に使用。
用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等												
	建物附属設備	情報・研修館内	104,099	公報閲覧室、研修教室の間仕切り等で恒常的に使用												
	ソフトウェア	情報・研修館内	1,751,551	電子出願ソフトウェア、公報システム等の改造に係る経費を資産計上。ソフトウェアは恒常的に使用。												
<p>5. リスク管理債権の適正化</p>	<p>○リスク管理債権はない。</p>															
<p>6. 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用の適正化</p>	<p>○年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用はない。</p>															

7. その他

他法人に対する出資、貸付等はない。

<貸借対照表（B／S）>

（単位：百万円）

貸借対照表（B／S）

H25. 3. 31現在

H24. 3. 31現在

流動資産	4,283	2,793
現金及び預金	4,272	2,791
その他	10	2
固定資産	1,961	1,506
有形固定資産	106	25
無形固定資産	1,753	1,482
ソフトウェア	1,752	1,481
その他	1	1
投資その他の資産	102	1
資産合計	6,243	4,300
流動負債	4,314	2,824
運営費交付金債務	2,183	1,181
未払金等	2,131	1,643
固定負債		
資産見返負債	1,946	1,478
負債合計	6,259	4,303
資本剰余金	1	1
繰越欠損金	▲ 17	-4
純資産合計	▲ 16	-3
負債・純資産合計	6,243	4,300

特筆すべき事項

○平成 24 年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施による節減（約 5.7 億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約 2.2 億円）、③その他の要因に伴う節減（約 1.9 億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。（再掲）

< 損益計算書 (P/L) >

損益計算書 (P/L)		(単位：百万円)		特筆すべき事項
		H24. 4. 1~H25. 3. 31	H23. 4. 1~H24. 3. 31	
業務費	8,111	8,113		○当期純損失として、13百万円を計上。(再掲) ○取得済みの固定資産に係る減価償却費の影響(△4百万円)並びに執務室及び研修教室の移転に伴う固定資産の除却損(△9百万円)の要因によるものであり、業務運営に問題が生じているものではない。(再掲)
工業所有権関係公報等閲覧業務費	212	289		
審査審判関係図書等整備業務費	211	228		
特許情報の高度利用権利化推進業務費	714	817		
工業所有権情報普及業務費	4,878	5,179		
工業所有権相談等業務費	134	142		
情報システム関連業務費	879	769		
人材育成業務費	842	690		
一般管理費	239	271		
経常費用	8,111	8,384		
運営費交付金収益	7,460	7,867		
複写手数料収入	1	2		
研修受講料収入	111	87		
資産見返運営費交付金戻入	535	424		
雑収入	0	0		
経常収益	8,107	8,379		
経常利益	▲ 4	▲ 4		
臨時損失	▲ 9	—		
当期純利益	▲ 13	▲ 4		
当期総利益	▲ 13	▲ 4		